

5. ふん害等防止条例の概要

平成24年4月1日現在

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
札幌市 (北海道)	札幌市畜犬取締り及び野犬掃討とう条例 昭和46年12月21日公布 昭和47年3月21日施行 (平成4年5月1日改正)	畜犬及び野犬による人畜その他への危害及び環境の汚染を防止することにより、社会生活の安全を確保し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項	・身分証明書 ・措置命令書	人口 約190万人 登録犬 87574頭 (H24.3月時点)
	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止等に関する条例 平成16年12月14日公布 平成17年8月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶及び飼い犬のふんの防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。	・公共の場所における飼い犬のふんの回収	・告知書 ・弁明書 ・過料処分決定通知書	
函館市 (北海道)	函館市犬による危害の防止等に関する条例 昭和49年1月12日公布 昭和49年1月12日施行 (平成16年11月16日改正)	畜犬の係留等について必要な事項を定め、犬による人、家畜などへの危害防止の措置を講ずることにより、市民生活の安全の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 約27.7万人 登録犬 15,862頭 (2012.3.31)
黒松内町 (北海道)	黒松内町ごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成14年3月19日公布 平成14年4月1日施行	町事業者、町民等及び土地所有者等が協力して地域における空き缶等及び吸殻等の投棄を防止するとともに犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、町民の快適な生活環境を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書	人口 3,153人 登録犬 203頭
新十津川町 (北海道)	新十津川町美しいまちづくり条例 平成17年9月22日制定 平成18年1月1日施行 (平成21年4月1日)	廃棄物の投棄の規制その他必要な措置を講ずることにより美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 命令書 通知書	人口 約7千人 登録犬 411頭 (平成24年3月末)
栗山町 (北海道)	栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成20年12月18日公布 平成21年4月1日施行	空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりによる快適な生活環境の確保を目指す。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 指導書	人口 約1.4万人 登録犬 812頭 (制定時点)
恵庭市 (北海道)	きれいなまちづくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年3月31日施行	空き缶・たばこの吸殻・犬の糞などの散乱を防止し、地域の環境美化を促進し市民の生活環境の向上に役立てる事を目的とする。	犬の糞害等の防止啓発		人口 約6.8万人 登録犬 3,741頭
士別市 (北海道)	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 指導書 命令書	人口 約2.2万人 登録犬 1,239頭
富良野市 (北海道)	富良野市まちをきれいにする条例 平成13年4月1日公布 平成13年4月1日施行	富良野市環境基本条例に基づく環境美化の促進を図るため、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶、空きびん、たばこの吸い殻、飼い犬の糞等のごみの散乱を防止するとともに、空き地の適切な管理をすることにより、美しく快適な生活環境の保全及び良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	市民等の責務、投棄の禁止、指導、勧告及び命令	勧告書、命令書	人口 約2.4万人 登録犬 1,063頭 (制定時点)
登別市 (北海道)	登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例 平成16年12月21日公布 平成17年4月1日施行	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに市が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口 約5.3万人 登録犬 3,176頭 (制定時点)
洞爺湖町 (北海道)	洞爺湖町さわやか環境条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに町が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、洞爺湖町の自然及び生活環境を後世に引き継ぐことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 約1万人 登録犬 630頭 (制定時点)
中札内村 (北海道)	中札内村飼い犬のふん害防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年4月1日施行 (平成14年9月17日)	飼い主の責任により、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図り、良好で快適な生活環境を保持し、清潔なまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 住民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口 4,061人 登録犬 344頭 (制定時点)

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
更別村 (北海道)	更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成23年12月19日施行	本村の環境美化を推進するため、村、村民等、事業者及び占有者が一体として、ゴミの散乱及び犬のふん害を防止することにより、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	村民等は、飼育し、又は保管(所有者以外の者が飼育管理する場合も含む)する飼い犬等が家庭の外でふんを排出したときは、そのふんを持ち帰り、適切に処理しなければならない。	・条例の規定に違反していることを認めるときはその違反者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告をする。 勧告書 命令書	人口 登録犬 (制定時点) 3,411人 326頭
階上町 (青森県)	階上町環境美化条例 平成17年3月23日公布 平成17年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車、船舶等の放置、飼い犬の放し飼い、違反ごみ出し等の防止及び空き地等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を推進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬の放し飼い等の禁止 飼い主に対する指導	なし	人口 登録犬 約1.4万人 1,180頭
おいらせ町 (青森県)	おいらせ町環境美化条例 平成19年3月14日公布 平成19年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地の占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが、協力連携し、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・指導及び勧告	・違反行為は是正 勧告書 ・命令書 ・報告書	人口 登録犬 約2.5万人 2,376頭
五戸町 (青森県)	五戸町環境美化条例 平成23年3月17日公布 平成23年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地の占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが、協力連携することにより、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・不法投棄等情報 受付処理簿 ・勧告書 ・命令書 ・改善状況報告書	人口 登録犬 約1.9万人 1,737頭
岩沼市 (宮城県)	岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	飼い犬のふんの放置の防止を図ることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務、市民等の責務を規定 ・ふん放置防止重点地区の指定、施策推進のための行動計画策定を規定 ・指導、助言、勧告、命令を規定 ・違反者の公表を規定	なし	人口 登録犬 約4.35万人 2,566頭
涌谷町 (宮城県)	涌谷町を清潔で美しいまちにする条例 平成13年3月14日公布 平成13年4月1日施行	町、町民等、事業者、占有者等及び飼い主が一体となって、粗大ごみ及び家庭ごみの不法投棄、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止するとともに、ごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務、遵守義務を規程 ・指導、助言、勧告、命令、罰則を規程	なし	人口 登録犬 約1.76万人 1,243頭
大衡村 (宮城県)	大衡村環境美化の促進に関する条例 平成17年3月9日公布 平成17年4月1日施行	村民、事業者、土地又は建物の占有者、村等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱、住宅団地等の空き地の雑草の繁茂及び枯れ草の放置並びに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯れ草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項を規程 ・命令、公表を規程	なし	人口 登録犬 約0.55万人 525頭
富谷町 (宮城県)	富谷町環境美化の促進に関する条例 昭和60年3月20日公布 昭和60年4月1日施行 平成14年12月1日一部改正	町民、事業者、土地又は建物の占有者、町等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱、住宅団地等の空き地の雑草の繁茂及び枯れ草の放置並びに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯れ草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・町民等の責務を規程 ・命令、公表、罰則を規程	なし	人口 登録犬 約4.9万人 3,691頭
秋田県	秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例 平成13年3月16日公布 平成13年4月1日施行	この条例は、秋田県環境基本条例(平成九年秋田県条例第六十号)第三条に定める基本理念にのっとり、県民、事業者、土地の占有者、市町村及び県が一体となって、空き缶等の散乱の防止を図り、もって快適な生活環境の確保及び美しいふるさとづくりに寄与することを目的とする。	・犬の飼い主は、当該犬のふんを公共の場所又は他人の土地に放置してはならない。 ・この規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。	なし	人口 登録犬 約107万人 34,163頭
山形市 (山形県)	山形市空き缶等散乱防止条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行 (平成11年12月24日改正)	公共の場所等におけるポイ捨てによる空き缶等及び吸殻等の散乱並びに飼養する動物のふんの放置を防止することにより、この市の美観の保全を図り、もって美しい山形をつくる基本条例に掲げる良好な環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、公表及び立入	命令書	人口 登録犬 (平成23年度) 約25.4万人 9,814頭
鶴岡市 (山形県)	鶴岡市空き缶等の散乱防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	空き缶等の投棄による散乱及びふん害の防止に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化促進及び美観の保護を行い、清潔で美しい地域社会の構築に資することを目的とする。	・市民の啓蒙 ・市民の協力 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 (平成23年度) 約13.7万人 4,303頭
酒田市 (山形県)	酒田市美観保護条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行 (平成22年3月5日改正)	市民等、事業者及び市が一体となって、廃棄物の不法投棄の防止及び放置自動車等の発生の防止をすることにより、美観を保護するとともに、市民の清潔で快適な生活環境の維持に資することを目的とする。	・市民等の協力 ・勧告、措置命令	措置勧告書	人口 登録犬 (平成23年度) 約11.1万人 3,885頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
長井市 (山形県)	長井市ポイ捨て等防止条例 平成16年3月25日公布 平成16年7月1日施行	市長・市民及び事業者が一体となった公共の場所等におけるポイ捨て等による空き缶・吸殻等の散乱及び飼養する動物のふんの放置防止により環境の美化を図り、もって長井市環境保全基本条例(平成6年条例第9号)に掲げる市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・市長の責務 ・市民等の責務 ・指導及び助言 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・命令書 ・報告書	人口 約2.9万人 登録犬 1,111頭 (平成23年度)
河北町 (山形県)	河北町快適な住みよいまちづくり条例 平成19年3月15日公布 平成19年4月1日施行	快適な住みよいまちづくりに必要な事項を定め、町民、事業者及び町が一体となって生活環境の保全向上を図ることを目的とする。	・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告	・勧告書	人口 約2.0万人 登録犬 801頭 (平成23年度)
舟形町 (山形県)	舟形町環境美化推進条例 平成12年6月16日公布 平成13年1月1日施行	飲食料容器並びに吸殻等及びごみ等の散乱防止に関し、町、町民等、事業者等の責務及び必要事項を定めるところにより、本町全域の環境美化推進及び美観の保護を行い、清潔で美しい生活環境の形成に資することを目的とする。	・町民等の協力 ・公共等の場所において、排泄したふんの放置禁止 ・罰則		人口 0.6万人 登録犬 232頭 (平成23年度)
福島市 (福島県)	福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例 平成16年3月29日公布 平成16年6月1日施行	ポイ捨てによるごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者、土地所有者等及び自発的活動団体が協働してごみのない美しい環境づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の誇れる美しい快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する施策、行動計画の策定、実施 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項		人口 約28.5万人 登録犬 14,633頭
郡山市 (福島県)	郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成10年10月12日公布 平成11年4月1日施行	市民及び事業者、並びに市の責務を明らかにし、環境の美化を推進することにより、市民の快適な生活の確保を目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び助言 3 勧告 4 命令 5 立入調査	・勧告書 ・命令書	人口 329,342人 登録犬 17,089頭
本宮市 (福島県)	本宮市美しいまちづくり推進条例 平成19年1月1日公布 平成19年1月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、本市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、もって清潔で美しいまちづくりの形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・勧告		人口 約3.1万人 登録犬 2,117頭 (制定時点)
会津若松市 (福島県)	会津若松市生活環境の保全等に関する条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	この条例は、会津若松市環境基本条例(平成9年会津若松市条例第18号)第9条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、助言及び命令	・立入調査を行う職員の見分証明書 ・命令書	人口 約12.5万人 登録犬 4,719頭
磐梯町 (福島県)	磐梯町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成20年9月16日公布 平成20年10月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置に関して必要な事項を定め、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、助言及び命令	犬のふんの回収命令書	人口 約3,800人 登録犬 223頭
喜多方市 (福島県)	喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成18年1月4日公布 平成18年1月4日施行	この条例は、市民等、事業者、土地の占有者及び市が一体となって、空き缶等の散乱の防止等を図り、もって快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び命令	・犬のふん回収命令書 ・立入調査員証	人口 約5.1万人 登録犬 2,304頭
会津坂下町 (福島県)	会津坂下町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び命令	立入調査員証	人口 約1.7万人 登録犬 587頭
会津美里町 (福島県)	会津美里町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導	立入調査員証	人口 約2.3万人 登録犬 916頭
柳津町 (福島県)	柳津町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成20年9月24日公布 平成21年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 約4,000人 登録犬 142頭
田村市 (福島県)	田村市空き缶等ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行	空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬の糞の放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬の所有者は飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、ただちに回収し、持ち帰らなければならない ・命令と罰則	・報告書 ・勧告書 ・命令書	人口 約4.1万人 登録犬 2,910頭 (制定時点)
鏡石町 (福島県)	鏡石町美しいまちづくり推進条例 平成9年3月21日公布 平成9年7月1日施行	町、町民等、事業者、占有者等が一体となって空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、快適な生活環境を確保するとともに、町内の環境美化の推進及び美観の保護を行い、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	・飼い犬のふんを公共の場所に放置することを禁止 ・勧告と命令		人口 約1.3万人 登録犬 898頭 (制定時点)

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
三春町 (福島県)	三春町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成12年3月17日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等のゴミのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、及びペットの遺棄等を防止することにより、環境美化を推進し、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬の所有者は飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、ただちに回収し、持ち帰らなければならない ・勧告と命令		人口登録犬 (制定時点) 約2万人 1,098頭
水戸市 (茨城県)	水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成8年3月27日公布 平成8年10月1日施行	この条例は、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等について、必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬 26.8万人 12,754頭
日立市 (茨城県)	日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成10年3月30日公布 平成10年10月1日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市の責務 市民の責務 飼い主の遵守事項 立入調査等 命令 罰則	回収命令書 (*日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例施行規則で規定)	人口登録犬 約19.3万人 8,646頭
土浦市 (茨城県)	土浦市さわやかな環境条例 平成6年9月29日公布 平成7年1月1日施行 (平成18年2月20日一部改正)	ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害防止を目的として、飼い主の遵守事項と違反者に対する指導を規定。	なし	人口登録犬 約14.3万人 8,618頭
古河市 (茨城県)	古河市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成17年9月12日公布 平成17年9月12日施行	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・指導報告書 ・勧告書 ・命令書	人口登録犬 約14.4万人 8,962頭
石岡市 (茨城県)	石岡市環境美化条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行	市民が良好な環境のもと快適な生活を営むため、市、事業者及び市民が環境美化の観点から取り組むべき事項を定めることにより、清潔な環境のまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 飼い主に対する指導		人口登録犬 約7.9万人 6,064頭
結城市 (茨城県)	結城市ごみ等の散乱防止に関する条例 平成18年12月19日公布 平成19年4月1日施行	清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ごみ等(空き缶、空き瓶その他の容器、タバコの吸殻、チューインガムのかみかす及び包装紙その他の投げ捨て又は放置による散乱性の高い廃棄物並びに飼い犬の散歩中の糞)の投げ捨て及び放置によるごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、地域環境の保全美化を促進し、美しい街づくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・全戸チラシでの周知 ・実態調査	なし	人口登録犬 約5.2万人 3,602頭
龍ヶ崎市 (茨城県)	龍ヶ崎歩きタバコ・ポイ捨て等禁止条例 平成22年12月22日公布 平成23年5月30日施行	快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を確保するため、市、市民等及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、公共の場所における清浄保持、喫煙禁止区域の指定を定め、もって市民の健康を保護するとともに、良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項(飼い犬の遺棄禁止・糞の放置禁止など)	勧告書 命令書 公表通知書 告知・弁明書 過料処分通知書 督促状	人口登録犬 約7.9万人 4,927頭
常陸太田市 (茨城県)	常陸太田市ごみ等の散乱の防止に関する条例 平成10年3月24日公布 平成10年3月24日施行 (平成16年12月1日改正)	この条例は、清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ゴミ等の投げ捨てによる散乱を防止し、環境美化の促進を図ることを目的とする。	投げ捨てによる散乱性の高いごみ並びに飼い犬の散歩中の糞害の防止	飼い主のふん害等 勧告書・勧告 履行命令書	人口登録犬 (制定時点) 約5.4万人 4,020頭
笠間市 (茨城県)	笠間市すみよい環境条例 平成18年3月19日公布 平成18年3月19日施行	ごみのない、美しく、さわやかな、すみよい環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主に対する指導		人口登録犬 約7.8万人 6,531頭
取手市 (茨城県)	取手市まちをきれいにする条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行 平成17年12月22日一部改正	この条例は、空き缶等の散乱、歩行中の喫煙及び犬のふん害の防止に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的とする。	市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬 約10.9万人 6,236頭
牛久市 (茨城県)	牛久市環境美化の推進に関する条例 平成16年3月26日条例第3号改正 平成18年9月20日条例第32号	ゴミの投げ捨て、宣伝物等の放置及びふん害等のまれの美観を害する行為を市、事業者、市民等及び土地所有者等が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ペット類の飼い主は、ペット類が公共の場所等で、ふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰らなければならない。		人口登録犬 約8万人 4,500頭
つくば市 (茨城県)	つくばきれいなまちづくり条例 平成19年6月26日公布 平成19年11月1日施行 平成23年4月1日改正施行	つくば市に暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくることを目的とする。	飼い犬等のふん放置の禁止	飼い犬等のふん 放置 勧告	人口登録犬 約20.7万人 11,302頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
ひたちなか市 (茨城県)	ひたちなか市まちをきれいにする条例 平成18年3月30日公布 平成18年7月1日施行	清潔な美しいまちづくりを目指し、市、市民等、飼い主、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投捨て及び犬のふん害を防止することを目的とする。	ごみ等の投捨て及び犬のふん害の防止に関する措置、指導、意識の啓発、高揚等 市民、飼い主・事業者・土地所有者の遵守事項 指導及び勧告	※条例施行規則 中止・原状回復 命令書 立入調査員証 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 約15.8万人 6,197頭
鹿嶋市 (茨城県)	鹿嶋市まちをきれいにする条例 平成13年10月12日公布 平成14年4月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔な美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。		人口 登録犬 約6.6万人 4,590頭
潮来市 (茨城県)	潮来市環境美化条例 平成16年9月30日公布 平成17年1月1日施行	空き缶等の投げ捨て、湖岸等の美化促進、自転車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	・飼い犬のふんの放置の禁止 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主に対する指導	なし	人口 登録犬 約3.0万人 2,413頭
守谷市 (茨城県)	守谷市ポイ捨て等防止に関する条例 平成19年12月17日公布 平成20年5月30日施行	ポイ捨て、路上喫煙及び飼い犬等のふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止等に関して、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、回収容器の設置、ポイ捨て等の禁止強化区域の指定その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の推進及び歩行者等の安全の確保を図り、もって清潔で快適な生活環境を保持することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約6.3万人 4,409頭
筑西市 (茨城県)	筑西市きれいなまちづくり条例 平成22年12月28日公布 平成23年4月1日施行	清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民等が協働して地域の環境美化を図り、もって快適な生活環境の維持に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 勧告、命令及び罰則	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書	人口 登録犬 約10.5万人 7,100頭
稲敷市 (茨城県)	環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市民が清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約4.6万人 3,974頭
かすみがうら市 (茨城県)	かすみがうら市環境美化に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって環境に配慮した住民活動を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	特になし	人口 登録犬 約4.4万人 3,183頭
桜川市 (茨城県)	桜川市を美しくする環境条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ごみのない美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約5.0万人 3,213頭
神栖市 (茨城県)	神栖市きれいなまちづくり推進条例 平成17年8月24日公布 平成17年8月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔なきれいなまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約9.2万人 6,476頭
鉾田市 (茨城県)	鉾田市まちをきれいにする条例 平成17年10月11日公布 平成17年10月11日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及びその他の廃棄物の散乱を防止することに関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の推進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の責務 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約5.1万人 4,787頭
つくばみらい市 (茨城県)	つくばみらい市環境保全条例 平成18年7月3日公布 平成18年9月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬(猫)適 正管理勧告書	人口 登録犬 約4.5万人 3,162頭
小美玉市 (茨城県)	小美玉市環境美化条例 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行	良好な環境の形成を目指して市、市民等及び事業者、占有者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、その施策の総合計画的な推進を図り、もって清潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約5.2万人 5,006頭
大洗町 (茨城県)	大洗町環境美化の推進に関する条例 平成19年3月15日公布 平成19年4月1日施行	ごみの投げ捨て、ふん害及びその他まちの美観を害する行為を町、町民等、事業者等及び土地所有者等が協働して防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 指導、助言及び命令、質問	(該当なし)	人口 登録犬 約4.5万人 3,162頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
阿見町 (茨城県)	阿見町環境美化条例 平成11年4月1日公布 平成11年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬のふん害防止 飼い主に対する指導	なし	人口 登録犬 約4.8万人 3,264頭
河内町 (茨城県)	河内町ごみの散乱防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年4月1日施行	空き缶、空き瓶、たばこの吸殻、包装紙等の散乱性の高いごみのポイ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約1.0万人 924頭
宇都宮市 (栃木県)	宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例 平成20年6月30日公布 平成20年7月1日施行	ごみのないきれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ごすことのできる「きれいなまち宇都宮」を協働し、もって市民の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。	・飼い犬等の排泄した汚物の適正処理 ・意識啓発 ・市民協働 ・指導、勧告、	・指導書 ・勧告書	人口 登録犬 約514,360人 24,490頭 (平成24年4月1日時点)
足利市 (栃木県)	足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例 平成16年7月1日公布 平成16年7月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬猫のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬猫のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬猫のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任 ・命令・罰則	・飼い犬猫のふん害等防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 約15万人 8,632頭 (平成23年度末)
日光市 (栃木県)	日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん害等防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 約9万人 5,906頭 (平成23年度末)
館林市 (群馬県)	館林市みんなでまちをきれいにする条例 平成16年3月24日公布 平成16年10月1日施行	市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が求める清潔で美しいまちづくりを目指すための必要な事項を定めるものとする。	・飼い犬のふん害防止の啓発及び監視体制の整備 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力、原状回復命令、公表、罰金	・命令書 ・原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約7.9万人 4,496頭
板倉町 (群馬県)	板倉町美しいまちづくり条例 平成17年3月17日公布 平成17年10月1日施行	光と水と緑につつまれた板倉町の生活環境を守りはぐくむため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い犬のふん害禁止 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令書	人口 登録犬 約1.6万人 1,588頭
明和町 (群馬県)	明和町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年3月22日公布 平成16年10月1日施行	環境への負担の低減及び快適な生活環境の保全を図るため、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項を定め、清潔で美しい街づくりを推進する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	・命令書 ・原状回復命令等報告書	人口 登録犬 約1.2万人 984頭
千代田町 (群馬県)	千代田町ごみのポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年9月14日公布 平成17年4月1日施行	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約1.2万人 1,003頭
大泉町 (群馬県)	大泉町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成16年3月10日公布 平成16年10月1日施行	ポイ捨て等の防止に関し必要な事項を定めることにより、町、町民等、事業者及び所有者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令 ・過料		人口 登録犬 約4.1万人 1,931頭
邑楽町 (群馬県)	邑楽町ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成15年3月10日公布 平成15年10月1日施行	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を保全する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料		人口 登録犬 約2.7万人 2,521頭
みなかみ町 (群馬県)	みなかみ町環境美化に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ポイ捨て、ふん害、落書き及び野焼き(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、所有者等及び町が一体となり生活環境の保全と清潔で美しい町づくりの形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・命令・公表		人口 登録犬 約2.2万人 1,676頭
富岡市 (群馬県)	富岡市きれいなまちづくり条例 平成16年9月22日公布 平成17年4月1日施行 (合併前) 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行 (合併後)	この条例は、きれいなまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにすることを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表、過料	・状況報告 ・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約5.2万人 3,638頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
下仁田町 (群馬県)	下仁田町環境美化に関する条例 平成17年3月23日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民、事業者、所有者の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全な生活環境のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに資することを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表		人口 登録犬 約0.9万人 707頭
中之条町 (群馬県)	中之条町環境にやさしいまちづくり条例 平成18年12月20日公布 平成19年4月1日施行	美しく良好で快適な環境の保全及び創出などの環境にやさしいまちづくりに関する基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	・飼い主等に対しペットのふんの放置禁止		人口 登録犬 約1.7万人 1,707頭
安中市 (群馬県)	安中市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月18日公布 平成18年3月18日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、ごみ等の散乱及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する措置、指導、啓発、及び施策 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導、過料		人口 登録犬 約6.1万人 4,468頭
伊勢崎市 (群馬県)	伊勢崎市まちをきれいにする条例 平成18年4月1日施行 (平成24年4月1日一部改正)	身近な生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責任と役割を明確に定めることにより、それぞれが協力連携し、まちの環境美化に努め、もって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主等に対し犬のふんの放置の禁止 ・指導及び勧告、公表	・勧告書 ・公表	人口 登録犬 約21万人 12,690頭
鳩山町 (埼玉県)	鳩山町環境保全条例 平成5年12月15日公布 平成6年4月1日施行 (平成16年3月22日一部改正)	環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・助言及び指導		人口 登録犬 約1.5万人 1,216頭
羽生市 (埼玉県)	羽生市飼い犬ふん害等防止条例 平成7年3月30日公布 平成7年4月1日施行	飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約5.6万人 3,439頭
毛呂山町 (埼玉県)	毛呂山町環境保全条例 平成8年4月2日公布 平成8年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	環境の保全に関し町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約3.6万人 2,111頭
嵐山町 (埼玉県)	嵐山町環境保全条例 平成7年3月17日公布 平成7年10月1日施行 (平成23年6月10日一部改正)	環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約1.8万人 1,111頭
新座市 (埼玉県)	新座市飼い犬ふん害等防止条例 平成8年3月29日公布 平成8年4月1日施行 (平成13年6月1日一部改正)	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の維持に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令、公表	・指導書 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約16.1万人 7,493頭
飯能市 (埼玉県)	飯能市環境保全条例 平成8年3月29日公布 平成8年7月1日施行	市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、環境の保全について、本市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な環境を保全することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口 登録犬 約8.2万人 5,064頭
日高市 (埼玉県)	日高市環境保全条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行 (平成23年3月22日一部改正)	環境の保全と創造についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約5.7万人 4,178頭
蕨市 (埼玉県)	蕨市さわやか環境条例 平成10年6月23日公布 平成10年7月1日施行	市民、事業者及び市の果たすべき責務を明らかにするとともに、ごみの散乱の防止、空き地及び空き家の適正な管理その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約7.2万人 2,454頭
吉川市 (埼玉県)	吉川市環境保全条例 平成10年3月23日公布 平成10年10月1日施行 (平成22年7月1日一部改正)	自然の保護、地域の美化及び環境汚染の防止について、市、市民及び事業者が果たすべき責務を明確にし、もって環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・命令		人口 登録犬 約6.7万人 4,277頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
坂戸市 (埼玉県)	坂戸市環境保全条例 平成9年12月18日公布 平成10年10月1日施行 (平成23年3月25日一部改正)	市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって市民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 指導又は勧告		人口 登録犬 約10.1万人 4,969頭
狭山市 (埼玉県)	狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 平成11年7月1日公布 平成11年10月1日施行	市、市民及び事業者が協力して清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市民の責務 ・ポイ捨ての禁止 ・行為の中止又は原状回復命令		人口 登録犬 約15.6万人 8,872頭
上尾市 (埼玉県)	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	市、事業者及び市民等が一体となって環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の責務 禁止行為 ・勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約22.7万人 10,296頭
志木市 (埼玉県)	志木市ポイ捨て防止に関する条例 平成11年12月22日公布 平成12年2月1日施行	市、市民等、事業者及び市民団体の協働によるポイ捨てのない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・禁止行為 ・命令		人口 登録犬 約7.1万人 2,964頭
鶴ヶ島市 (埼玉県)	鶴ヶ島市の環境を保全する条例 平成11年12月22日公布 平成12年4月1日施行 (平成14年4月1日一部改正)	公害の防止、環境の美化等の推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活を保護するとともに、総合的に環境の保全を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の管理 ・指導		人口 登録犬 約6.9万人 3,315頭
松伏町 (埼玉県)	松伏町環境保全条例 平成12年3月15日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正)	環境の保全及び創造に関し、町、事業者及び町民の果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって町民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・勧告、命令		人口 登録犬 約3.1万人 2,572頭
越谷市 (埼玉県)	越谷市まちをきれいにする条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	市、事業者及び市民等が協力して環境美化の促進を図り、もって快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを総合的に推進することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則		人口 登録犬 約32.9万人 19,370頭
朝霞市 (埼玉県)	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年10月1日一部改正)	ポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・禁止行為 ・勧告、公表	・勧告書	人口 登録犬 約13.1万人 4,183頭
和光市 (埼玉県)	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約7.8万人 2,496頭
八潮市 (埼玉県)	八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成16年9月28日公布 平成16年10月1日施行	市民、事業者及び市が協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約8.3万人 5,013頭
越生町 (埼玉県)	越生町環境保全条例 平成16年6月10日公布 平成16年10月1日施行	現在及び将来的な環境の保全に関し、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約1.2万人 833頭
小川町 (埼玉県)	小川町環境保全条例 平成16年12月17日 平成17年4月1日施行	環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・適正管理勧告書	人口 登録犬 約3.3万人 2,027頭
秩父市 (埼玉県)	秩父市環境保全条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行 (平成20年12月18日一部改正)	市、市民及び事業者それぞれの環境の保全についての責務を明らかにするとともに、その施策の総合的な推進を図るために必要な事項を定めることにより、良好な環境を保全することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口 登録犬 約6.7万人 4,482頭
小鹿野町 (埼玉県)	小鹿野町環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 (平成22年12月13日一部改正)	町の優れた自然環境の保全及び生活環境の保全に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口 登録犬 約1.3万人 1,103頭
深谷市 (埼玉県)	深谷市くらしの環境美化条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	市内の環境美化の推進を図り、市民の快適なくらしの確保及び良好な環境の保全に寄与することを目的とする。	・犬のふんの放置の禁止 ・指導、勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約14.6万人 9,176頭
草加市 (埼玉県)	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年10月1日施行	市民、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境美化の推進を図り、快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約24.4万人 13,542頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
宮代町 (埼玉県)	宮代町きれいなまちづくり条例 平成18年6月12日公布 平成18年10月1日施行	町、事業者及び町民等がその責務を明らかにしながら、それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約3.3万人 1,970頭
富士見市 (埼玉県)	富士見市をきれいにする条例 平成19年6月25日公布 平成19年10月1日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市民等の責務 ・放置の禁止 ・指導及び勧告	・勧告書	人口登録犬 約10.7万人 3,759頭
鴻巣市 (埼玉県)	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約12.0万人 6,416頭
戸田市 (埼玉県)	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 平成19年12月17日公布 平成20年6月1日施行	きれいで、安全で、快適な生活環境を確保し、戸田市にかかわるすべての人に愛されるようなきれいなまちを実現することを目的とする。	・公共の場所等における飼い犬のふんの回収 ・指導勧告		人口登録犬 約12.6万人 4,785頭
行田市 (埼玉県)	行田市愛犬条例 平成21年3月31日公布 平成21年4月1日施行	飼い主が愛情を持ってその飼い犬を飼養するとともに、飼い主としての責任を持ち、飼い犬を適切にしつけることにより、市民と飼い犬との共生に配慮しつつ、公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導		人口登録犬 約8.6万人 5,724頭
久喜市 (埼玉県)	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・飼い犬のふんの放置防止重点区域 ・指導、勧告、命令 ・科料		人口登録犬 約15.5万人 9,178頭
習志野市 (千葉県)	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例 平成14年12月27日公布 平成15年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となり、空き缶等の投棄の防止、違反ごみ出しの防止並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置防止を図ることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口登録犬 (制定時点) 約15.5万人 5,212頭
鎌ヶ谷市 (千葉県)	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 平成17年9月30日公布 平成18年4月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨てによるごみの散乱防止策を講ずることにより、市内の環境美化を促すとともに、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高揚運動を展開し、もってひととまちの資質の向上を促し、市民参加による快適な環境のまちづくりを確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 10.9万人 5,827頭
市川市 (千葉県)	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例 平成15年9月24日公布 平成16年4月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市市川市の実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告(路上禁煙・美化推進地区外での違反) 過料((路上禁煙・美化推進地区内での違反)	告知・弁明書 過料処分通知書 勧告書 措置命令書	人口登録犬 約46.9万人 17,700頭
松戸市 (千葉県)	松戸市安全で快適なまちづくり条例 平成15年12月19日公布 平成16年4月1日施行	安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生防止及びいびき行為の禁止に係る施策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的とする。	安全環境の確保 いびき行為の禁止 勧告・罰則	勧告書 過料処分通知書	人口登録犬 約48万人 19,103頭
我孫子市 (千葉県)	我孫子市さわやかな環境づくり条例 平成9年6月26日公布 平成10年1月1日施行 (平成16年12月28日一部改正)	清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源化の推進について、市、市民等、事業者等の責務を明らかにし、空き缶類、吸い殻類等の散乱防止、路上喫煙等の防止、自動販売機の管理等に關し必要な事項を定める。もって本条例は、清潔で、安全かつ快適な環境を確保し、緑豊かな美しいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	犬のふん害防止 空き缶類等ポイ捨て及び路上喫煙等の禁止 禁煙重点地区の指定 自動販売機の設置届 自動車のアイドリングの自粛	ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害措置命令書 ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害過料処分通知書	人口登録犬 約13万4千人 6,908頭
流山市 (千葉県)	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 平成14年6月28日 平成14年10月1日 (平成22年7月1日一部改正)	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保すること	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止 ふん害等の防止に関する啓発 指導及び勧告	勧告書 告知・弁明書 過料処分通知書 身分証明書	人口登録犬 約16.6万人 8,476頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
野田市 (千葉県)	野田市環境美化条例 平成9年3月31日公布 平成9年5月10日施行	事業者、市民等、所有者等及び市が一体となり、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努めることにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資することを目的とする。	各人の責務 市の指導、助言及び勧告		人口 登録犬 約15.5万人 10,742頭
四街道市 (千葉県)	四街道市まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年11月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱並びに飼い犬の糞の設置の防止並びに自動車の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ゴミのポイ捨ての禁止 飼い犬のふんの放置の禁止 自動車の放置の禁止		人口 登録犬 約9万人 5,685頭
八街市 (千葉県)	八街市さわやかな環境づくり条例 平成10年6月29日公布 平成10年11月1日施行	市民等、事業者、土地所有者及び市が一体となって清潔で美しい街づくりを進め、空き缶等及び吸殻等の散乱防止並びに飼い犬のふんの放置防止について必要な事項を定めることにより、さわやかな居住環境を確保することを目的とする。	放し飼いの禁止 ふん害防止		人口 登録犬 約7.3万人 6,134頭
白井市 (千葉県)	白井市まちをきれいにする条例 平成14年9月24日公布 平成15年4月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者が一体となり、清潔で美しいまちづくりを進めるため、空き缶等及び吸殻等の散乱の防止、落書きの防止並びに飼い犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保する。	市の責務 飼い主の責務 投棄等の禁止 勧告 命令		人口 登録犬 約6.1万人 3,451頭
東金市 (千葉県)	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 平成12年12月27日公布 平成13年4月1日施行 (平成23年3月22日一部改正)	東金市民憲章の精神に基づき、環境を整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約6万人 4,170頭
大網白里町 (千葉県)	大網白里町まちをきれいにする条例 平成22年3月23日公布 平成22年4月1日施行	町民等、事業者及び町が一体となって住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な町民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	愛がん動物の飼養等 飼い犬及び愛がん動物の排泄物の回収及び適切な処理		人口 登録犬 約5.1万人 5,404頭
匝瑳市 (千葉県)	匝瑳市まちをきれいにする条例 平成18年1月23日公布 平成18年1月23日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱防止、飼い犬等の適正な飼育管理、自動車の適正な使用並びに空地の適正な管理に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	市民の協力 飼い主の遵守事項責務 飼い主のふん害等の防止		人口 登録犬 約4.0万人 3,300頭 (平成24年3月31日時点)
茂原市 (千葉県)	茂原市ポイ捨て条例 平成12年6月29日公布 平成13年1月1日施行	空き缶等及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発		人口 登録犬 9.1万人 7,345頭
いすみ市 (千葉県)	いすみ市環境保全条例 平成17年12月5日公布 平成17年12月5日施行	いすみ市環境基本条例(平成17年いすみ市条例第119号)の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発		人口 登録犬 約4.2万人 3,122頭
勝浦市 (千葉県)	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 平成14年9月26日公布 平成15年4月1日施行 (平成23年4月1日改正)	勝浦市の環境を良好に整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 鳴き声の管理に関する啓発		人口 登録犬 約2.1万人 1,342頭
御宿町 (千葉県)	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例 平成7年4月1日施行 (平成19年4月1日改正)	御宿町民及び町が一体となってきれいな海浜環境を守るため、空き缶等のごみの散乱や、犬の排せつ物の放置を防止するとともに、清掃活動の充実により、環境美化の促進を図り、清潔できれいな町づくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発		人口 登録犬 約0.8万人 563頭
君津市 (千葉県)	君津市まちをきれいにする条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらの施設に関する施設の推進の必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約8.9万人 5,798頭
袖ヶ浦市 (千葉県)	まちをきれいにする条例 平成9年3月28日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱の防止並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	市、市民等、事業者、土地所有者、飼い主の責務 飼い主のふん放置の禁止 他		人口 登録犬 約6万人 4,167頭 (平成23年度)

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
市原市 (千葉県)	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年3月18日公布 平成9年10月1日施行	市、市民及び事業者が一体となり、飼い犬が排せつしたふんを放置するなどのポイ捨て行為を防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主の責務事項 (屋外移動・運動時のふん処理用具携行、排せつしたふんの回収・適正処理)		人口 登録犬 約27.9万人 19,055頭
千代田区 (東京都)	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 平成14年6月25日公布 平成14年10月1日施行	区民が安全で快適に暮らせるまちづくりに必要な事項を定め、区民等の主体性かつ具体的な行動を支援するとともに、生活環境を整備することにより、安全で快適な都市千代田区の実現を図る	・飼い主への啓発 ・改善命令及び公表		人口 登録犬 約4.8万人 1,520頭
台東区 (東京都)	台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年9月26日公布 平成10年4月1日施行	ポイ捨て行為の防止について必要な事項を定めることにより、台東区におけるまちの環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(区民等の責務)「犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、その用具により処理すること。		人口 登録犬 約17.1万人 6,455頭
江東区 (東京都)	江東区みんなでまちをきれいにする条例 平成9年10月14日公布 平成10年1月1日施行	空き缶・吸い殻等の散乱防止等に関し必要な事項を定めることにより、美しく快適な生活環境の保全を図り、もって江東区のまちをきれいにすることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬のふんを公共の場所に放置すること」をしてはならない。		人口 登録犬 約47.9万人 18,093頭
目黒区 (東京都)	目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例 平成15年3月公布 平成15年7月1日施行 (平成19年11月30日一部改正施行)	区は、まちの環境美化を推進するためには、一人ひとりのモラルやマナーを一步一步着実に向上させていくことが何よりも大切と考えています。清潔で美しく快適な生活ができるまちづくりを推進していくため、平成15年3月に「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」(略称:ポイ捨て防止条例)を制定しました。条例では、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民、事業者などが、それぞれ主体的に協働してまちの環境美化に取り組むことを定め、吸い殻、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置、公共の場所での落書きの3つの行為を禁止しています。 抜粋 (区民等の責務) 第5条 区民等(第3号にあっては、区内に在住する者に限る。)は、次に掲げる活動その他のまちの環境美化活動に主体的に取り組む責務を有する。 (1) 道路、公園、広場その他の公共の場所(以下単に「公共の場所」という。)で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等は持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納すること。 (2) 自己の所有し、又は管理する犬を散歩させるときは、ふんを収納する用具を携帯し、その用具により適切に処理すること。 (3) 自宅の周辺において、清掃活動に取り組むこと。 2 区民等は、まちの環境美化に関する区の施策に協力する責務を有する。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動その他のまちの環境美化活動に主体的に取り組む責務を有する。 2 吸い殻、空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずる責務を有する。 3 事業者は、まちの環境美化に関する区の施策に協力する責務を有する。 (禁止行為) 第7条 何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。 2 犬を所有し、又は管理する者は、公共の場所に犬のふんを放置してはならない。 3 何人も、公共の場所及び公共の場所に存する建物その他の工作物に落書きをしてはならない。	条例では、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民、事業者などが、それぞれ主体的に協働してまちの環境美化に取り組むことを定め、吸い殻、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置、公共の場所での落書きの3つの行為を禁止しています。	人口 登録犬 約25.6万人 10,209頭	
世田谷区 (東京都)	ポイ捨て防止等に関する条例 平成9年10月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成16年4月1日一部改正施行)	まちの環境美化について、区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他必要な事項を定める事により、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。		人口 登録数 約84.2万人 34,944頭
渋谷区 (東京都)	きれいなまち渋谷をみんなで作る条例 平成9年12月2日公布 平成10年4月1日施行	「きれいなまち渋谷をみんなで作る」という理念の下に、たばこの吸い殻、空き缶等の投げ捨て及び落書きの防止等で、美しく健全なまちづくりを総合的に推進する。	・飼い主の遵守事項 ・罰則(2万円以下の罰金)(犬のみ)		人口 登録犬 約20.0万人 8,470頭
杉並区 (東京都)	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例 平成15年3月17日公布 平成15年10月1日施行 (平成16年11月1日改正)	生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則(モデル地区内において)		人口 登録犬 約53.9万人 20,742頭
板橋区 (東京都)	エコポリス板橋クリーン条例 平成10年10月9日公布 平成11年2月1日施行 (平成16年7月1日一部改正施行)	ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化活動の一層の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保すること。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	その他(勧告通知書)	人口 登録犬 約53.6万人 18,625頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
練馬区 (東京都)	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例 平成9年3月17日公布 平成9年7月1日施行 (平成22年4月1日一部改正施行)	ポイ捨ておよび落書き行為の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・犬を散歩させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携帯する。 ・犬のふんは持ち帰り、放置しない。 ・勧告→氏名公表	勧告通知書	人口登録犬 約69.5万人 28,370頭
足立区 (東京都)	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成9年10月28日公布 平成10年4月1日施行 (平成18年10月1日改正)	この条例は、喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、歩行喫煙及びごみの散乱防止その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・禁止行為 ・罰則(2万円以下の罰金)		人口登録犬 約66.9万人 25,522頭
葛飾区 (東京都)	葛飾区きれいで清潔な町を作る条例 平成17年3月29日公布 平成17年8月1日施行	きれいで清潔なまちづくりの推進に関し、区、区民等及び事業所の責務を明らかにするとともにこれらの者が協力して吸い殻等及び空き缶等をみだりに捨てる行為等の防止に取り組むことにより、きれいで清潔なまちをつくり、もって快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口登録犬 約44.8万人 15,152頭
青梅市 (東京都)	青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例 平成21年12月25日公布 平成22年1月1日施行	ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止し、ならびに路上喫煙を制限することにより、地域の環境美化を推進し、かつ、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書	人口登録犬 約13.9万人 7,338頭
府中市 (東京都)	府中市まちの環境美化条例 平成15年12月26日公布 平成16年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して、まちの環境美化を推進するために市内における空き缶等及び吸い殻等の錯乱防止等について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保する。	・禁止行為に対する指導、勧告及び罰則規定		人口登録犬 約25.1万人 9,339頭
昭島市 (東京都)	昭島市まちをきれいにする条例 平成13年9月28日公布 平成14年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して市の区域内におけるごみの散乱及び犬・猫のふんの放置を防止することにより、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、委任 ・罰則(5万円以下の過料)		人口登録犬 約11.4万人 4,935頭
小金井市 (東京都)	小金井市まちをきれいにする条例 平成9年12月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成15年12月1日一部改正施行)	市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫煙による危険及び迷惑を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬・猫のふん害防止 ・飼い主の遵守事項	命令書	人口登録犬 約11.5万人 4,503頭
日野市 (東京都)	日野市みんなでまちをきれいにする条例 平成12年9月29日公布 平成12年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正施行)	この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの環境美化と資源の有効利用を推進するとともに、日野市環境基本計画において目標とする「ごみゼロ社会の実現」に向け、地域環境にあたる負荷の低減と、市民意識の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則 ・その他		人口登録犬 約17.8万人 8,266頭
福生市 (東京都)	福生市清潔で美しいまちづくり条例 平成22年12月17日公布 平成23年7月1日施行	この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・重点区域の指定等		人口登録犬 約5.9万人 2,863頭
清瀬市 (東京都)	清瀬市まちを美しくする条例 平成10年3月30日公布 平成10年5月1日施行	空き缶等、吸い殻等及び飼犬のフンの散乱の防止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等の投棄及び飼犬のフンの放置の禁止、その他必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則(重点地域内の違反者に2千円以下の罰金)	勧告書・命令書	人口登録犬 約7.3万人 2,690頭
東久留米市 (東京都)	東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例 平成17年6月23日公布 平成18年3月1日施行	市民及び事業者が協力し、ポイ捨て等を防止することによりまちの美化の推進を図るとともに、路上喫煙を規制することにより快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・自己が飼育し、または管理する犬その他の動物のふんの放置禁止 ・犬等のふんの処理		人口登録犬 約11.4万人 5,146頭
武蔵村山市 (東京都)	武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日(一部の規定は、平成17年10月1日)施行	空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則		人口登録犬 約7.2万人 4,829頭
多摩市 (東京都)	多摩市まちの環境美化条例 平成24年3月30日公布 平成24年10月1日施行	路上喫煙等による他人への迷惑及び吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみの散乱を防止するまちの環境美化を、市が市民及び土地所有者等と協力して行うことにより、市民の良好な生活環境を確保し、安全で快適な美しいまちの実現を図る。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口登録犬(制定時点) 約14.4万人 5,946頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
稲城市 (東京都)	稲城市まちをきれいにする市民条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	市民、事業者及び土地所有者(以下「市民等」)並びに市が協働して市内における空き缶等、吸殻及び一般ごみ等の散乱の原因となる投棄、犬・猫のふん及び簡易広告物の放置並びにたん・つばの吐き出しを防止するため、市民等の創意による主体的な行動を推進する上で必要な事項について定め、もって清潔で美しい街づくりを進め、安全で快適な生活環境の確保・維持に寄与することを目的とする。	飼い主への犬・猫のふん放置防止を啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 誘導、勧告及び命令		人口 登録犬 約8.5万人 3,811頭
羽村市 (東京都)	羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例 平成24年4月1日公布 平成24年7月1日施行 (平成24年10月1日罰則施行)	この条例は、羽村市美しいまちづくり基本条例(平成2年条例第12号)に基づき、羽村市(以下「市」という。)の区域内(以下「市内」という。)におけるポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止し、生活環境の保全及び向上を図るとともに、市内における路上喫煙を制限し、市民が健康で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止に関する施策の推進 同啓発 市民等の協力 飼い犬のふんの放置の禁止 飼料の放置の禁止 指導・勧告・命令・過料の適用	勧告書 勧告調書 命令書 命令調書 引継ぎ書 過料処分の告知 兼弁明書 過料処分の告知 兼弁明書(謄本) 過料処分決定通知書 過料処分決定調書 督促状	人口 登録犬 約5.8万人 2,732頭
	羽村市美しいまちづくり基本条例 平成2年3月22日公布 平成2年4月1日施行	市民が健康で文化的な生活を営むうえに必要な良好な環境の確保と美化の促進を図るため、市長、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、美しいまちづくりを総合的に促進するための基本的事項を定め、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	愛玩動物の飼育者の責務 飼育者の遵守事項		
大島町 (東京都)	大島町環境保護条例 平成17年3月22日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、大島町の環境保護、回復及び創造(以下「環境の保護等」という。)について基本理念を定め、大島町、町民等及び事業者の責務を明らかにすると共に、協働して環境の保護等に取り組むことができるよう町の推進する基本的施策並びに活動について定め、更に総合的かつ計画的な施策及びその推進体制について定めて、環境保護を図るためにごみの投げ捨て、ごみの散乱等の防止、空き地の適正管理その他必要な対策を講じて、緑の自然環境が町民の生活に欠くこと出来ないという、また、それ故に美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主は、ふん害を防止し、町民等の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。		人口 登録犬 約0.8万人 568頭
横須賀市 (神奈川県)	ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行 (平成19年7月1日一部改正)	市、市民、事業者及び所有者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等のポイ捨て並びに路上喫煙を防止するとともに、美化清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適で安全な生活環境の保持に資することを目的とする。	犬のふん等の汚物を適正に処理し、公共の場所等を汚物で汚してはならない。 違反者は2万円以下の罰金に処する。		人口 登録犬 約41.3万人 24,765頭
大磯町 (神奈川県)	大磯町美しいまちづくり条例 平成23年10月4日公布 平成24年4月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負担行為を低減するため必要な事項を定め、もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置等の禁止 町民等、事業者及び所有者等の協力 指導及び勧告、命令 命令に違反したものは罰則	勧告書 命令書	人口 登録犬 32,587人 2,324頭
逗子市 (神奈川県)	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例 平成10年6月22日公布 平成10年10月1日施行	市民等、事業者、市及び所有者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するとともに、美化・清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しい街づくり、かつ、資源の有効な利用を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約5.8万人 3,860頭
小田原市 (神奈川県)	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例 平成6年9月30日公布 平成7年4月1日施行	空き缶等、吸い殻等そのほかの廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに關し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	汚物の適正処理と悪臭、衛生害虫等の発生の防止など	なし	人口 登録犬 約19.7万人 11,329頭
箱根町 (神奈川県)	箱根町をきれいにする条例 平成13年6月25日公布 平成13年10月1日施行	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	(1)ふん等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止する。 (2)公共場所又は他人が所有する等の土地や建物をふん等の汚物で汚さない。	飼い犬のフン害等 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約1.3万人 682頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
茅ヶ崎市 (神奈川県)	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 平成14年3月27日公布 平成14年6月1日施行 (平成19年7月1日改正)	この条例は、美しく健康的な生活環境を守るための行動の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、地域環境の美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	・飼育動物の迷惑防止 ・飼育犬のふん投棄及び放置防止	なし	人口登録犬 約23.6万人 約14,505頭
寒川町 (神奈川県)	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例 平成19年3月27日公布 平成19年7月1日施行	町民等、事業者、所有者等及び町が協力し行動することにより、地域環境の美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	動物の適正管理と犬が公共の場所等でふんをした時は放置してはならない。違反者は2万円以下の罰金に処する。	なし	人口登録犬 約4.7万人 3,065頭
三浦市 (神奈川県)	「まちをきれいに」みんなで守る条例 平成8年9月24日公布 平成15年7月1日施行	地域の美観の保持及び安全で健康的な生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の創造に寄与することを目的とする。	(愛がん動物の適正管理等)第7条2 市民等は飼育し、又は管理する犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを投棄し、又は放置してはならない。	なし	人口登録犬 約4.8万人 2,993頭
秦野市 (神奈川県)	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成8年9月27日公布 平成9年4月1日施行	市、市民等及び事業者が一体となつてごみの散乱を防止するとともに、不法投棄に対する措置その他必要な事項を定めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、もって本市における良好な環境を確保することを目的とする。	・不法投棄等(飼い主のふん害等の防止含む)に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口登録犬 約17.0万人 10,200頭
厚木市 (神奈川県)	厚木市みんなで守る美しい環境の町づくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年10月1日施行 (平成22年4月1日改正)	市、市民等及び事業者が一体となつて守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬 約22.4万人 13,290頭
愛川町 (神奈川県)	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例 平成23年12月20日公布 平成24年4月1日施行	環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の保全のために必要な事項を定めることにより、きれいで住みよい環境のまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口登録犬 約4.3万人 3,173頭
大和市 (神奈川県)	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成22年10月1日公布 平成22年10月1日施行	市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	公共の場所でふんをした際の回収、自宅に持ち帰り適正に処理する事を義務づけ	なし	人口登録犬 22.8万人 11,556頭
綾瀬市 (神奈川県)	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例 平成19年3月23日公布 平成19年7月1日施行	ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄防止について必要な事項を定め、きれいなまちづくりを推進する	・飼い主のふん回収用具携行、ふん回収の義務 ・報告、立入調査の規定	立入検査証	人口登録犬 8.3万人 5,967頭
南足柄市 (神奈川県)	南足柄市美しい環境をつくる条例 平成8年12月13日公布 平成9年7月1日施行 (平成17年4月1日改正)	南足柄市環境基本条例(平成8年南足柄市条例第19号)の本旨を達成するため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域における環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	なし	人口登録犬 4.4万人 2,836頭
開成町 (神奈川県)	開成町きれいなまちをつくる条例 平成21年3月13日公布 平成21年7月1日施行	町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となつて、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 罰金	なし	人口登録犬 1.7万人 1,067頭
藤沢市 (神奈川県)	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例 平成19年6月29日公布 平成19年7月20日施行	きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令及び罰則	・勧告書 ・命令書	人口登録犬 41.5万人 22,930頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
新潟市 (新潟県)	新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例 平成20年7月1日公布 平成20年10月1日施行	吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為を市、市民等及び事業者の協働により防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	飼い主等のふんの回収等		人口登録犬 約80万人 38,389頭
阿賀野市 (新潟県)	阿賀野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	ごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主へのふん害防止に関する啓発	なし	人口登録犬 4.7万人 2,653頭
新発田市 (新潟県)	新発田市環境美化推進条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成17年5月1日改正)	この条例は、新発田市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主の責務 飼い主の遵守事項 指導及び助言 勧告及び命令 立入調査 罰則	勧告書 命令書	人口登録犬 約10万人 5,606頭
胎内市 (新潟県)	胎内市環境美化推進条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行 (平成21年4月1日改正)	この条例は、市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱並びに飼い犬等のふん害の防止その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよい地域づくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口登録犬 (制定時点) 約3.1万人 1,587頭
聖籠町 (新潟県)	聖籠町環境美化推進条例 平成12年3月24日公布 平成12年10月1日施行 (平成15年7月7日一部改正)	この条例は、町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理対策、その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 自発的な市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		登録犬 (平成24年4月1日時点) 1.3万人 1,040頭
村上市 (新潟県)	村上市ごみの散乱等防止条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めるとともに、岩船地域と連携して、ごみ散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書	人口登録犬 約6.7万人 3,231頭
関川村 (新潟県)	関川村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月26日公布 平成13年4月1日施行 (平成20年3月22日改正)	村の環境美化の推進について、村、村民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他必要事項を定め並びに岩船広域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主の要件 容器入り飲料の説明 回収容器の要件 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口登録犬 6,527人 324頭
粟島浦村 (新潟県)	粟島浦村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	村の環境美化の推進について、村、村民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めると共に、岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しい村づくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口登録犬 約350人 一頭
五泉市 (新潟県)	五泉市空き缶等散乱及びふん害の防止に関する条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい街づくりに資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 指導、勧告、命令、調査、公表	・ふん害防止 ・飼い犬の立入 防止勧告書 ・命令書	人口登録犬 約5.5万人 2,460頭
燕市 (新潟県)	燕市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	ポイ捨てによる空き缶その他の廃棄物の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長) ・公表(市長)、過料	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・勧告履行命令書(ポイ捨て等と兼用)	人口登録犬 約8.3万人 3,737頭
三条市 (新潟県)	三条市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月23日公布 平成18年8月1日施行	ポイ捨てによるたばこの吸い殻、空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主のふん回収義務 ・指導及び助言(市長) ・勧告(市長)、命令(市長)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・命令書(ポイ捨て等と兼用)	人口登録犬 約10.3万人 4,809頭
田上町 (新潟県)	田上町環境美化推進条例 平成20年12月19日公布 平成21年4月1日施行 (罰則規定は平成21年9月1日から)	町、町民等、事業者及び土地所有者等が協働して良好な生活環境の保全及び生活環境の美化を推進することにより、快適な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・ふんの回収義務 ・勧告(町長)、命令(町長) ・公表(町長)、過料	なし	人口登録犬 約1.3万人 627頭
弥彦村 (新潟県)	弥彦村環境美化条例 平成11年3月26日公布 平成11年7月1日施行	この条例は、歴史と伝統のある郷土の環境美化を進めるため、村、事業者、村民等及び所有者等の責務その他必要な事項を定め、ごみの投げ捨て及び飼い犬のふん放置を防止することにより、快適な生活環境を確保し、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告(村長)、命令(村長)、立入調査(村長)、罰則	・飼い犬のふん害等 ・勧告履行命令書	人口登録犬 約9千人 444頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
見附市 (新潟県)	見附市ふるさと美化条例 平成16年6月24日公布 平成16年10月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び空き地の所有者等が一体となつて、それぞれの責務を果たしながら、良好な生活環境の保全と環境の美化を推進し、市民が誇れる美しいふるさとづくりに資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約4.2万人 1,463頭
長岡市 (新潟県)	長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例 平成15年12月26日公布 平成16年10月1日施行 (平成22年3月31日改正)	この条例は、市民の参加と協働による美しいまちづくりを行い、うるおいと魅力にあふれる生活環境の創造を図るため、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化(以下「生活環境の保全及び美化」という。)に対する市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全し、及び生活環境の美化を推進するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬等のふんの適正処理 ・助言及び指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約28.2万人 10,706頭
出雲崎町 (新潟県)	出雲崎町環境美化推進条例 平成14年3月25日公布 平成14年3月25日施行 (平成18年1月1日改正)	この条例は、先人の英知と努力により開拓され、町民の生活基盤を築いてきた本町の環境を保全し、また、環境美化に対する意識啓発を行い、環境破壊の原因となるごみの不法投棄等の防止に関し、必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び土地所有者等が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、助言又は勧告、命令 ・公表 ・立入調査	・出雲崎町環境美化推進についての勧告書 ・出雲崎町環境美化推進についての命令書	人口 登録犬 約0.5万人 203頭
魚沼市 (新潟県)	魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年4月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約4万人 1,637頭
妙高市 (新潟県)	妙高市ごみの散乱防止に関する条例 平成8年12月19日公布 平成9年4月1日施行 (平成17年10月1日一部改正)	市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者及び占有者等の責務その他の必要事項を定め、ペットのふん等を含めたごみの散乱を防止することにより、快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	・市民等の責務 ・禁止行為 ・勧告及び命令 ・公表 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.5万人 1,848頭
糸魚川市 (新潟県)	糸魚川市環境美化推進条例 平成18年3月22日公布 平成18年4月1日施行	良好な生活環境の保全及び生活環境の美化並びにごみの減量化を推進することにより、美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導及び助言 ・勧告並びに命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約4.7万人 1,907頭
佐渡市 (新潟県)	佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成20年12月26日公布 平成21年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等その他の廃棄物の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい島づくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導、改善 ・罰則(過料)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・告知書(ポイ捨て等と兼用) ・弁明書(ポイ捨て等と兼用) ・過料処分決定通知書(ポイ捨て等と兼用)	人口 登録犬 62,184人 2,815頭
黒部市 (富山県)	黒部市環境美化促進条例 平成18年3月31日公布 平成18年3月31日施行	市、市民等、事業者及び飼い主が一体となって、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害防止及び自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図ることにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口 登録犬 約4.2万人 2,172頭
入善町 (富山県)	入善町ポイ捨て防止に関する条例 平成11年3月19日公布 平成11年4月1日施行	町、町民等及び事業者が一体となって空き缶等の散乱及びポイ捨てを防止することにより、清潔できれいな街づくり、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指定なし	人口 登録犬 約2.7万人 1,128頭
朝日町 (富山県)	朝日町不法投棄の防止等に関する条例 平成14年3月22日公布 平成14年8月1日施行	町、町民等、事業者及び飼い主が一体となって、空き缶等のポイ捨てを含む不法投棄及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化を推進し、もって美しい自然と快適な生活環境を保持することを目的とする。	飼い主のふん害の防止 町民の協力 指導、勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 約1.3万人 519頭
魚津市 (富山県)	魚津市まちの環境美化推進条例 平成15年10月1日公布 平成16年4月1日施行	まちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、美化を損なう行為の禁止等及び市民の自発的な環境美化活動の推進について必要な事項を定め、市民の手による美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	市民等の責務、協力、飼い犬のふんの放置の禁止、指導又は勧告	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約4.5万人 1,817頭
高岡市 (富山県)	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行	市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、前文に掲げる基本理念に基づき、市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の責務を明らかにするとともに、まちの良好な生活環境の保全と美化を損なわないうための努力と損なう行為の禁止等及び市民の自発的活動の促進について必要な事項を定めることにより、市民の参加と協働による清潔で住み良いまちの創造を目指し、もって潤いと魅力にあふれる快適環境の確保に資することを目的とする。	犬の飼い主の責務 禁止行為 勧告 命令 公表	勧告書(禁止行為用) 命令書	人口 登録犬 約17.6万人 7,164頭 (平成23年度末時点)

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
金沢市 (石川県)	金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 平成24年3月26日公布 平成24年4月1日施行	本市におけるぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない快適で美しいまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (ぼい捨ての禁止) 第12条 市民等は、ぼい捨てをしてはならない。 (飼い犬等のふんの放置の禁止) 第13条 市民等は、飼い犬等を連れてくる場合に当該飼い犬等がふんをしたときは、当該ふんをみだりに放置してはならない。	ぼい捨ての禁止 飼い犬等のふんの放置の禁止	なし	人口 約46.2万人 登録犬 17,367頭
羽咋市 (石川県)	羽咋市環境保全条例 平成12年3月27日公布 平成12年10月1日施行 (平成13年10月5日改正)	本市の良好な環境の保全と創造についての基本原則を定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。 条例で「飼い主の遵守事項」について規定している。	・糞処理用具の携帯 ・糞の適正処理	なし	人口 約2.3万人 登録犬 1,135頭
加賀市 (石川県)	加賀市生活環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・糞放置の禁止 ・糞回収用具の携帯 ・指導、勧告及び公表	なし	人口 約7.2万人 登録犬 3,541頭
穴水町 (石川県)	穴水町環境美化条例 平成21年12月17日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者、町民等及び土地所有者等が協力して、地域環境の美化及び資源の有効活用を促進し、穴水町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 約0.9万人 登録犬 462頭
内灘町 (石川県)	内灘町環境美化条例 平成10年3月13日公布 平成10年4月1日施行	内灘町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町民、事業者及び町が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。 (飼い犬のふんの回収) 第十条 飼い犬を所有する者又は飼養管理する者は、自らが所有し、又は飼養管理する犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所でふんをしたときは、直ちにこれを回収しなければならない。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 約2.6万人 登録犬 1,368頭
能美市 (石川県)	能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 平成17年2月1日公布 平成17年2月1日施行	この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔を保持することにより循環型社会の形成を推進し、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の豊かで快適な環境の形成に寄与することを目的とする	・ペット等の飼い主及び飼育管理する者は、ペット等を屋外に連れ出すときは、排泄物等の処理用具を携帯し、ペット等の排出物を持ち帰らなければならない。	なし	人口 約4.9万人 登録犬 2,434頭
宝達志水町 (石川県)	宝達志水町環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、本町の良好な環境の保全と創造についての基本原則を定め、町、町民等、事業者、土地所有者等の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本的な事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・愛がん動物の飼い主等の義務 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 約1.4万人 登録犬 804頭
野々市市 (石川県)	野々市市環境美化推進条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	第9条 市内の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等その他の廃棄物の散乱の防止、空き地の管理及び回収容器の設置について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止	飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書 ・公表	人口 約4.7万人 登録犬 1,573頭
津幡町 (石川県)	津幡町環境美化推進条例 平成24年4月1日公布 平成24年4月1日施行 一部平成24年10月1日施行	津幡町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町、町民及び事業者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主による動物等の適正な管理 ・糞回収用具の携帯 ・指導、勧告、命令、公表 ・罰則	飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書 ・公表	人口 約3.5万人 登録犬 2,064頭
福井市 (福井県)	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 平成8年12月25日公布 平成9年10月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の回収義務	飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書	人口 約26.6万人 登録犬 11,416頭
大野市 (福井県)	大野市環境美化推進条例 平成12年6月29日公布 平成12年7月20日施行	この条例は、大野市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱の防止、愛玩動物のふん害の防止並びに空き地の適正管理について必要な事項を定めることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 飼い主の責務 6 飼い主の遵守事項 7 隣接市町村との連携 8 指導及び助言 9 勧告及び命令	なし	人口 約3.4万人 登録犬 1,633頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
勝山市 (福井県)	勝山市環境美化推進条例 平成12年6月28日公布 平成12年7月20日施行	この条例は、勝山市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱防止及び愛玩動物の適正飼育並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 愛玩動物の飼育者の責務 6 ごみ不法投棄の禁止 7 愛玩動物の飼育者の遵守事項 8 関係市村の連携 8 指導及び助言 9 勧告及び命令		人口 登録犬 (平成22年度) 約2.5万人 1,188頭
鯖江市 (福井県)	鯖江市市民環境条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行 (平成22年9月28日改正)	この条例は、鯖江市環境基本条例(平成9年鯖江市条例第11号)の基本理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、事業者および市が一体となり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とする。	・啓発 ・市民の協力 ・投棄の禁止 ・飼い主の遵守義務(動物の・排泄物の回収) ・指導および勧告 ・命令 ・過料	・指導書 ・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約6.8万人 2,371頭
あわら市 (福井県)	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項 ・指示及び勧告		人口 登録犬 約3.0万人 1,286頭
坂井市 (福井県)	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約9.2万人 4,238頭
越前町 (福井県)	越前町環境条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行	この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・動物の排泄物の処理 ・停止命令		人口 登録犬 約2.3万人 1,002頭
甲府市 (山梨県)	甲府市環境保全条例 平成22年6月23日公布 平成22年10月1日施行	甲府市環境基本条例(平成13年3月条例第5号)の基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市、事業者及び市民の自覚と協力のもとに生活環境の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、もって現在及び将来にわたって良好な環境を確保すること。	飼い犬等の管理義務	なし	人口 登録犬 196,334人 9,889頭
甲斐市 (山梨県)	甲斐市まちをきれいにする条例 平成19年7月3日公布 平成19年9月1日施行	緑と活力あふれる生活快適としづくりの実現に向け、生活環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保する。	愛護動物の管理 飼い犬・飼い猫のふんの放置の禁止	身分証明書 勧告書 命令書	人口 登録犬 73,118人 5,075頭
昭和町 (山梨県)	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例 平成18年12月13日公布 平成19年4月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、町民等、事業者、土地所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資する。	町の責務 飼い主の遵守事項	中止・原状回復命令書 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 18,259人 1,124頭
中央市 (山梨県)	ごみのないきれいなまちにする条例 平成20年3月25日公布 平成20年7月1日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主の義務(飼い犬のみ対象)	なし	人口 登録犬 31,074人 2,143頭
市川三郷町 (山梨県)	市川三郷町飼い犬等による危害を防止する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	飼い犬等の適正な飼育に関し必要な事項を定め、人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	適正飼育 遺棄禁止 不必要な繁殖防止 ふん害防止 愛護について	改善勧告書 改善勧告報告書 改善措置命令書	人口 登録犬 16,662人 1,384頭
富士河口湖町 (山梨県)	富士河口湖自然環境を守り育む条例 平成15年11月15日公布 平成15年11月15日施行	この条例は、富士山憲章の推進及び国際観光地にふさわしい富士河口湖町の環境を守り育むことについて、町、町民等及び事業者の権利と義務並びに環境への負荷の軽減を進めるとともに、生活環境の美化にについても必要な事項を定め、もって町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、富士河口湖町の豊かな自然を後世に引き継ぐことを目的とする。	糞の放置に関する啓発 町民の協力		人口 登録犬 25,505人 1,646頭
都留市 (山梨県)	都留市まちをきれいにする条例 平成12年4月1日公布 平成12年7月1日施行	ごみの散乱の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	投棄の防止 美化推進指導員		人口 登録犬 33,067人 1,794頭
韭崎市 (山梨県)	韭崎市環境美化推進条例 平成17年12月15日公布 平成18年4月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって廃棄物の散乱の防止及び土地の良好な管理を行うこと等により、地域の環境の美化を推進し、清潔で美しいまちの形成に寄与することを目的とする。	飼い主の義務		人口 登録犬 32,125人 2,420頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
北杜市 (山梨県)	北杜市まちをきれいにする条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって良好な生活環境の向上に資することを目的とする。	市・事業者・市民等・土地所有者等の責務		人口 登録犬 46,570人 5,259頭
富士吉田市 (山梨県)	富士吉田市飼犬等による危害を防止する条例 平成11年6月30日公布 平成11年10月1日施行	犬の適正な飼養に関し必要な事項を定めることにより犬による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市・市民・飼主等の責務		人口 登録犬 49,876人 2,385頭
南アルプス市 (山梨県)	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例 平成23年3月15日公布 平成23年4月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境の保全を目指すため、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、緑かがやくふさと南アルプス市の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりの向上を図ることを目的とする。	飼い主の責務	勧告書 命令書 身分証明書	人口 登録犬 72,066人 4,452頭
長野市 (長野県)	長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例 平成22年12月27日公布 平成23年4月1日施行	ポイ捨て等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、ごみのないきれいな町の実現を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする	飼犬のふんの放置禁止、指導及び勧告		人口 登録犬 約38.7万人 17,828頭
各務原市 (岐阜県)	各務原市美しいまちづくり条例 平成11年3月30日公布 平成11年7月1日施行	地域環境の美化の促進、市民の清潔で快適な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他		人口 登録犬 約15万人 8,892頭
羽島市 (岐阜県)	羽島市美しいまちづくり条例 平成12年3月28日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	1 市民等の責務 2 事業者の責務 3 土地所有者の責務 4 飼い主の責務 5 市の責務(啓発等) 6 市の施策への協力 7 指導・助言・勧告・命令	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約6.9万人 4,094頭
笠松町 (岐阜県)	笠松町美しいまちづくり条例 平成18年6月22日公布 平成18年10月1日施行	空き缶等の散乱、喫煙及び飼犬等のふんの害並びに雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町民等、事業者、土地の所有者等及び町が協働して、将来にわたり安全で快適な環境を保つことにより、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 町民等、事業者、土地所有者、飼い主、町の責務 2 ポイ捨ての禁止等 3 指導、勧告、措置命令、公表、罰則		人口 登録犬 約2.2万人 1,139頭
岐南町 (岐阜県)	岐南町飼犬等のふん害の防止に関する要綱 平成7年11月16日告示 平成8年4月1日施行	飼犬等のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約2.3万人 1,447頭
瑞穂市 (岐阜県)	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例 平成15年5月1日公布 平成15年5月1日施行 (平成16年1月1日一部改正施行)	この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1. 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2. 市民の協力 3. 飼い主の遵守事項 4. 指導及び勧告		人口 登録犬 約5.1万 3,005頭
本巣市 (岐阜県)	本巣市きれいなまちづくり条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	空き缶のごみの散乱、ふん害及び雑草等の繁茂の防止について必要なことを定めることにより、市民等、事業者、飼い主、占有者等及び市が互いに責任を果たし、きれいなまちづくりの推進を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1 市民の協力 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告	1 回収・清掃勧告書 2 回収・命令書	人口 登録犬 約3.5万人 3,014頭
北方町 (岐阜県)	北方町を清潔で美しいまちにする条例 平成6年9月26日公布 平成7年4月1日施行	町及び町民等、事業者、占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	1 町民の協力 2 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約1.8万人 1,039頭
山県市 (岐阜県)	山県市環境保全条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行	環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、市長及び市民及びに事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口 登録犬 約2.9万人 2,161頭
大垣市 (岐阜県)	大垣市美しいまちづくり条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 助言、勧告及び命令 5 委任 6 その他		人口 登録犬 169,054人 9,895頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
海津市 (岐阜県)	海津市ポイ捨て等防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の責務 4 市の責務 5 飼い主の遵守事項 6 指導及び助言 7 勧告及び命令 8 公表	なし	人口 登録犬 約3.8万人 3,329頭
養老町 (岐阜県)	養老町美しいまちづくり条例 平成15年9月30日公布 平成16年4月1日施行	ふん害の防止について、必要な事項を定めることにより飼い主がお互いに責任を果たし清潔で美しいまちづくりの推進を図り、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び助言 5 委任 6 その他		人口 登録犬 約3.2万人 2,353頭
垂井町 (岐阜県)	垂井町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び助言 4 その他		人口 登録犬 約2.9万人 1,787頭
関ヶ原町 (岐阜県)	関ヶ原町まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び助言 4 勧告、命令及び公表 5 罰則 6 委任		人口 登録犬 約0.7万人 604頭
神戸町 (岐阜県)	神戸町きれいなまちづくり条例 平成19年12月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、協働による清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1 町民等の責務 2 事業者の責務 3 飼い主の責務 4 土地所有者の責務 5 宣伝物の配布者の責務 6 催し物の開催者の責務 7 町の責務 8 指導・助言・勧告・命令	1 勧告書 2 命令書	人口 登録犬 約2万人 1,315頭
輪之内町 (岐阜県)	輪之内町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び助言 6 その他		人口 登録犬 約9700人 834頭
揖斐川町 (岐阜県)	揖斐川町美しいまちづくり条例 平成17年1月31日公布 平成17年1月31日施行	ごみやふん害、雑草の繁茂の防止について定め、清潔で美しいまちづくりの推進を図る。	① 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ② 市民の協力 ③ 指導及び助言	① 飼い犬のふん害等勧告書 ② 命令書	人口 登録犬 約23800人 1976頭
大野町 (岐阜県)	大野町美しいまちづくり条例 平成17年9月28日公布 平成18年1月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって快適な美しいまちづくりを推進することを目的とする。	① 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ② 市民の協力 ③ 飼い主の遵守事項 ④ 指導及び助言	① 飼い犬のふん害等勧告書 ② 命令書	人口 登録犬 約23867人 1958頭
池田町 (岐阜県)	池田町美しいまちづくり条例 平成13年3月22日公布 平成13年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	① 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ② 市民の協力 ③ 飼い主の遵守事項 ④ 指導及び助言	① 命令書	人口 登録犬 約24982人 1842頭
関市 (岐阜県)	関市ポイ捨て等防止条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより良好な生活環境を確保しもって清潔なまちづくりを促進する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び助言	1 ふん害防止勧告書 2 ふん害防止命令書	人口 登録犬 約9.3万人 6,156頭
美濃市 (岐阜県)	美濃市まちを美しくする条例 平成11年12月17日公布 平成12年4月1日施行	空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り、もって水と緑の快適な自然環境を保全し、市民の快適な生活を確保する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 指導及び助言 4 委任		人口 登録犬 約2.3万人 1,503頭
郡上市 (岐阜県)	郡上市ポイ捨て等防止条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び助言 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書 2 飼い犬のふん害等命令書	人口 登録犬 約4.6万人 2,965頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
美濃加茂市 (岐阜県)	美濃加茂市ポイ捨て等防止条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 約5.6万人 3,831頭
可児市 (岐阜県)	可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成11年3月25日公布 平成11年10月1日施行	環境美化の促進を図り、市民の快適な生活を確保する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 約10.1万人 7,618頭
坂祝町 (岐阜県)	坂祝町ポイ捨て等防止条例 平成23年3月18日公布 平成23年4月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 町民の責務 3 飼い主の責務 4 指導及び勧告 5 その他	1 勧告書 2 命令書	人口登録犬 約0.85万人 649頭
富加町 (岐阜県)	富加町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年7月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告		人口登録犬 約0.57万人 468頭
川辺町 (岐阜県)	川辺町環境美化条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行	空き缶等散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書 2 その他	人口登録犬 約1.1万人 855頭
七宗町 (岐阜県)	七宗町を清潔で美しいまちにする条例 平成14年3月15日公布 平成14年4月1日施行	町民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となってごみ等の散乱を防止するとともに、ごみ等の清掃を行うことにより環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口登録犬 約0.5万人 433頭
八百津町 (岐阜県)	八百津町ポイ捨て及びふん害防止に関する条例 平成12年3月22日公布 平成12年4月1日施行	地域の環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書 2 その他	人口登録犬 約1.2万人 1,085頭
白川町 (岐阜県)	白川町美しいまちづくり条例 平成15年3月14日公布 平成15年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化事業への積極的な参画により、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 約1.0万人 770頭
御嵩町 (岐阜県)	御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成12年6月15日公布 平成12年9月1日施行	飼い犬のふんの処理に関し、飼い主の責任の明瞭化等必要な事項を定めることにより、ふん害の防止に関する意識の高揚を図り、もって町民の清潔で快適な生活環境を保全することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	飼い犬のふん害等勧告書	人口登録犬 約2.0万人 1,666頭
多治見市 (岐阜県)	多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行	市、市民等、事業者、飼い主、土地所有者等と自主活動団体が一緒になって、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境を向上させること。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口登録犬 約11.6万人 8,698頭
瑞浪市 (岐阜県)	瑞浪市まちをきれいにする条例 平成9年12月24日公布 平成10年4月1日施行	市民等一人ひとりの心配りにより、良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進すること。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口登録犬 約4万人 2,835頭
中津川市 (岐阜県)	中津川市ポイ捨て等防止条例 平成12年3月23日公布 平成12年7月1日施行	快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い主の遵守事項 5 指導・勧告 6 命令及び公表		人口登録犬(制定時点) 約8.3万人 6,000頭
恵那市 (岐阜県)	恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年10月25日公布 平成16年10月25日施行	環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い主の責務 5 指導及び助言 6 勧告及び命令 7 公表		人口登録犬(制定時点) 約5.4万人 4,080頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
高山市 (岐阜県)	高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例 平成20年3月27日公布 平成20年4月1日施行	吸い殻、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)並びに路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的とする	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	命令書	人口 登録犬 約9.28万人 5,377頭
飛騨市 (岐阜県)	飛騨市ポイ捨て等防止条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	市民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、市民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び市が一体となってポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、犬猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導、助言		人口 登録犬 約2.68万人 1,505頭
白川村 (岐阜県)	白川村ポイ捨て等防止条例 平成12年3月14日公布 平成12年3月14日施行	村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び村が一体となってポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、犬猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しい村づくりを目指すことを目的とする	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約1,790人 108頭
下呂市 (岐阜県)	下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	市の区域内におけるごみの不法投棄、散乱の防止、その他良好な環境の保持を推進することにより、清潔で明るいまちづくりを目指す。	1 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告	1 回収・清掃勸告書 2 回収・清掃命令書	人口 登録犬 約3.6万人 2,167頭
静岡市 (静岡県)	静岡市飼い犬条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行 平成20年11月1日一部改正	飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼育場所の内外は常に清潔にし汚物を衛生的に処理すること。 ・公の場所及び他人の所有地等を、ふんその他により汚すような行動をさせないこと。	なし	人口 登録犬 約70万人 36,977頭
浜松市 (静岡県)	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例 平成15年3月25日公布 平成15年7月1日施行	迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促し、もって快適で良好な生活環境を実現する	・空き缶等及び吸い殻等の投棄に対する措置 ・歩行中の喫煙等に対する措置 ・落書きに対する措置 ・飼い犬・ねこのふんの放置に対する措置 ・身体障害者用駐車場を適正に利用するための措置		人口 登録犬 約80万人 56,115頭
下田市 (静岡県)	下田市美しいまちづくりを推進する条例 平成16年10月7日公布 平成17年1月1日施行	市民一人ひとりの地域環境保全に対する意識を向上させ、それぞれの役割を明確にすることにより、協力・連携して地域の環境を自ら保全することを図り、それにより美しいまちづくりを推進して、市民誰もが良好で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	・勧告書 ・措置命令	人口 登録犬 約2.5万人 1,636頭
三島市 (静岡県)	三島市ごみの不法投棄等防止条例 平成9年12月17日公布 平成10年6月1日施行	ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保	・市民の責務 ・勧告、公表 ・立入調査	様式の規定なし	人口 登録犬 約11.3万人 5,691頭
沼津市 (静岡県)	沼津市町をきれいにする条例 平成7年10月23日公布 平成10年10月1日施行 (平成10年3月26日 一部改正)	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、本市の美観を保全し、良好な生活環境の確保することを目的とする。	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	指導、公表	人口 登録犬 約20.6万人 12,540頭
函南町 (静岡県)	函南町まちをきれいにする条例 平成10年3月6日公布 平成10年3月6日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約3.8万人 2,704頭
清水町 (静岡県)	清水町環境美化条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約3.1万人 1,640頭
長泉町 (静岡県)	長泉町清潔で美しいまちづくり条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保すること	・飼い犬を公共の場所等で運動させるときは、糞の処理用具を携行し、当該飼い主が排泄した糞を回収しなければならない。 ・犬の糞放置の禁止。	様式の規定なし	人口 登録犬 約4.1万人 1,682頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
焼津市 (静岡県)	焼津市環境美化推進条例 平成9年3月31日公布 平成9年4月1日施行 (平成20年11月1日全部改正)	市民等、事業者、所有者その他の関係者及び市が一体となって、ごみのポイ捨て及び散乱並びに落書きの防止、空き地の適正な管理等の措置を講ずることにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・ふん放置の禁止等 ・指導又は勧告	・勧告書 ・措置命令書	人口 登録犬 約14.5万人 9,008頭
藤枝市 (静岡県)	藤枝市まちをきれいにする条例 平成15年7月1日公布 平成15年10月1日施行	地域環境の美化を推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれ協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安全で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保する。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導・勧告・措置命令	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約14.5万人 9,086頭
吉田町 (静岡県)	吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例 平成10年3月20日公布 平成10年10月1日施行	環境美化及び資源の再利用に関する活動を行うことにより資源の有効利用の促進を図り、もってごみのないクリーンなまちづくりを推進することを目的とする。	町民の責務	様式の規定なし	人口 登録犬 約2.9万人 1,837頭
磐田市 (静岡県)	磐田市環境美化条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・市民・市・土地所有者の責任 ・不法投棄の防止に関する啓発 ・指導または勧告 ・罰則	・勧告書 ・命令書 ・勧告履行命令書 ・戒告書	人口 登録犬 約17.3万人 11,615頭
袋井市 (静岡県)	袋井市まちを美しくする条例 平成14年6月30日公布 平成18年9月1日施行	環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	犬及び猫の飼い主の責務 (フンの放置禁止)	なし	人口 登録犬 約8.6万人 5,757頭
森町 (静岡県)	森町環境美化条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止し、並びに空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び近隣の自治体との広域的な環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・投棄の禁止 ・犬のふんの放置の禁止 ・回収容器の設置・管理等 ・空き地の管理 ・助言又は勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約2万人 約1,700頭
名古屋市 (愛知県)	安心・安全で快適なまちづくり条例 平成16年10月13日公布 平成16年11月1日施行 (平成18年6月1日改正)	安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協同して取組みを進めることにより、安心、安全で快適なまちの実現をめざすことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・その他		人口 登録犬 約226万人 125,142頭
豊田市 (愛知県)	豊田市の環境を守り育てる条例 平成18年3月30日公布 平成18年10月1日施行	豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)の基本理念に基づき、市、事業者及び市民(団体等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。	飼い主の遵守事項(ふんの放置禁止、散歩時にふんの回収と処理)	なし	人口 登録犬 約42.3万人 27,851頭
一宮市 (愛知県)	一宮市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成13年12月20日公布 平成14年4月1日施行	市民の快適な生活環境を確保する。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・命令 ・罰則	・飼い犬のふん害等勧告書 ・飼い犬等のふん害防止勧告履行命令書	人口 登録犬 約38.6万人 24,649頭
瀬戸市 (愛知県)	瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年6月30日公布 平成12年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 (制定時点) 約13万人 7,000頭
半田市 (愛知県)	半田市環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成(以下「生活環境の保全等」という。)についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置の禁止等 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書 ・通知書 ※勧告書などについて、半田市で独自に定めている様式はありません。	人口 登録犬 119,708人 7,585頭
春日井市 (愛知県)	春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成8年3月29日公布 平成8年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、顕彰、命令、罰則	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約30.8万人 20,570頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
豊川市 (愛知県)	豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月30日公布 平成22年10月1日施行	豊川市環境基本条例(平成21年豊川市条例第14号)の本旨(※)を達成するため、ポイ捨て及びふんの放置の防止について必要な事項を定める。 (※)環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 重点地域の指定 実施計画 飼い主の遵守事項 通告及び命令	通告書 命令書 過料処分決定通知書 告知弁明書	人口登録犬 (制定時点) 約18.1万人 13,286頭
津島市 (愛知県)	飼い犬を伴う散歩に関する条例 昭和57年4月1日公布 昭和57年4月1日施行	飼い犬を伴う散歩時における生活環境の汚損を防止することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言	措置命令(散歩時における汚損防止及びふんの処理のための器具又は用具の携帯、散歩禁止区域に対する違反について)	人口登録犬 約6.6万人 4,589頭
安城市 (愛知県)	安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成7年9月29日公布 平成7年11月1日施行 平成17年11月1日一部改正	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱防止及び飼い犬等のふんの放置防止について、市民等、事業者、土地占有者等、飼い主及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口登録犬 約18.2万人 10,839頭
犬山市 (愛知県)	犬山市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成10年3月27日公布 平成10年7月1日施行	この条例は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主の責任の明確化等必要な事項を定めることにより、もって市民の連帯感の育成と快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬等のふん害の防止に関する啓発 ・飼い主の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、通告及び命令 ・規則委任 ・罰則	・飼い犬等のふん害通告書 ・飼い犬等のふん害の防止通告履歴命令書	人口登録犬 約7.6万人 5,349頭
江南市 (愛知県)	江南市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成15年6月30日公布 平成15年10月1日施行	飼い犬等のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境を保全することを目的とする。	・飼い犬等のふん害の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、通告及び公表	・飼い犬等のふん害の防止等指導 ・飼い犬等のふん害の防止等通告書	人口登録犬 約10.1万人 6,603頭
稲沢市 (愛知県)	快適で住みよいまちづくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	稲沢市環境基本条例(平成15年稲沢市条例第22号)の基本理念に基づき、市民の快適で住みよい生活環境の確保に寄与することを目的とする。	犬、猫等のふんの適正処理(第7条) 犬、猫の適正管理(第8条)	指導及び通告(第20条(2)(3)) 通告書 命令書	人口登録犬 約13.5万人 9,394頭
東海市 (愛知県)	東海市空き缶等ごみ散乱防止条例 平成7年9月29日公布 平成7年12月1日施行 (平成13年3月30日一部改正)	空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者、土地占有者等及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等防止に関する啓発 市民の協力	なし	人口登録犬 約11万人 6,251頭
大府市 (愛知県)	「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例 平成21年12月25日公布 平成22年4月1日施行	市民、事業者及び市が協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちをつくることを目的とする。	ペットのふんを公共の場所や、他人の土地に放置したり、投棄させない	飼い犬のふん害等 指導、通告 命令 罰則	人口登録犬 8.7万人 5,496頭
知立市 (愛知県)	知立市環境美化推進条例 平成23年3月25日公布 平成23年10月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等および吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進および快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ポイ捨て及び飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導、通告及び命令・罰則	・飼い犬のふん害等 ・通告書 ・命令書 ・通知書	人口登録犬 (制定時点) 約6.9万人 3,740頭
高浜市 (愛知県)	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例 平成20年9月30日公布 平成21年4月1日施行	地域の環境美化に関する課題について、市民等、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれが分担する役割の下、協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、環境の美化を図り、もってきれいで住みよい地域社会を実現する。	・犬の移動の際の引き綱等による制御 ・糞害防止に関する指導・通告	なし	人口登録犬 (制定時点) 約4.5万人 2,779頭
豊明市 (愛知県)	豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成8年12月24日制定 平成9年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の責務 市民の協力 指導、助言及び助言	なし	人口登録犬 約6.8万人 4,509頭
日進市 (愛知県)	日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等通告書	人口登録犬 約8.4万人 6,116頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
清須市 (愛知県)	清須市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成17年7月7日公布 平成17年7月7日施行	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任 ・罰則	・飼い犬のふん害の防止勧告履行命令書 ・飼い犬のふん害の防止勧告書	人口 登録犬 約6.6万人 3,921頭
北名古屋市 (愛知県)	北名古屋市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬等のふん害等の防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 82,367人 5,254頭
みよし市 (愛知県)	みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成23年12月22日公布 平成24年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置を防止することにより、環境美化の推進を図り、もって市民等の快適な生活環境を確保することを目的とする。	ふんの放置の禁止 指導、勧告及び命令 罰則	記録書 勧告書 命令書	人口 登録犬 58,762人 4,169頭
東郷町 (愛知県)	東郷町ポイ捨て等禁止条例 平成24年4月1日公布 平成24年7月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置を禁止することにより、美しいまちづくりを推進し、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 町民の協力 指導、勧告、命令、罰則	勧告書 命令書 告知書 弁明書 過料処分決定書	人口 登録犬 41,966人 3,296頭 東郷町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成6年12月26日施行は廃止
彦根市 (滋賀県)	彦根市ごみの散乱及びふん害のない美しいまちづくり条例 平成14年6月26日公布 平成14年10月1日施行	彦根市環境基本条例(平成11年彦根市条例第1号)の本旨を達成するため、彦根市、市民等、市民団体、事業者及び占有者が協力し、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふん害を防止することにより美観、景観の保持及び水域の水質保全に努め、良好な環境の保全と市民の健全で快適な生活に資することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・委任、命令	・飼い犬のふん害等指導報告書 ・飼い犬のふん害等勧告書	人口 登録犬 約11.2万人 6,207頭
草津市 (滋賀県)	草津市飼い犬のふん等の放置防止に関する条例 平成14年12月26日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、飼い主のふん等の放置防止等について、必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の美しいまちづくりに対する意識の高揚と快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬等のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び勧告 ・委任	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約12.5万人 5,464頭
長岡京市 (京都府)	長岡京市まちをきれいにする条例 平成18年3月31日公布 平成18年7月1日施行	この条例は、長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第6条の規定に基づき、まちの美化に関して必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適で良好な都市環境の実現に資することを目的とする。	・用語の定義 ・市長の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・きれいなまちづくりの推進 ・愛がん動物の管理 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び指導、環境美化監視員の施設調査及び指導		人口 登録犬 約7.9万人 3,672頭
大山崎町 (京都府)	生活環境美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年10月1日施行	この条例は、大山崎町生活環境保全に関する基本条例に基づき、町民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、もって現在及び将来にわたり、町民が清潔に、して快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。	・他の条例との関係 ・定義 ・町の責務 ・町民等の責務 ・事業者の責務 ・土地又は建物の所有者等の責務 ・清潔の保持 ・ポイ捨て等の禁止 ・印刷物等配布者の收拾義務 ・飼い犬の管理 ・回収容器の設置及び管理 ・環境美化重点区域の指定 ・環境美化推進員 ・環境美化監視員 ・美化団体の育成 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・関係機関への協力の要請 ・関係刑罰法規の適用の要請 ・委任		人口 登録犬 約1.5万人 806頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
宇治市 (京都府)	宇治市環境美化推進 条例 平成11年10月8日公布 平成12年4月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱を防止することにより、環境の美化を促進し、歴史文化都市としての本市の美観の形成に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・投棄の禁止 ・飼い犬の管理 ・重点地域の指定 ・回収容器の設置及び管理 ・勧告 ・命令及び公表 ・原状回復命令 ・報告の徴収 ・立入調査 ・身分証明書の携帯等 ・委任 ・罰則 		人口 登録犬 約19万人 10,590頭
城陽市 (京都府)	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行	(趣旨)この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・飼い犬の遵守事項 ・勧告 ・命令 ・罰則 		人口 登録犬 約7.9万人 4,208頭
久御山町 (京都府)	久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 平成19年9月21日告示 平成19年11月1日施行	この要綱は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主のモラル向上等に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・町の啓発 ・飼い主の協力 ・住民の協力 ・指導等 		人口 登録犬 約1.6万人 928頭
八幡市 (京都府)	八幡市美しいまちづくりに関する条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	この条例は、「環境自治体宣言」のまちとして、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保することにより八幡市環境基本計画の実現を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・事業者の責務 ・市民の責務 ・犬の糞の放置の禁止 ・動物の適正飼養 ・推進員の設置 ・環境美化等の協定 ・立入検査等 ・勧告 ・命令 ・公表 ・費用の請求 ・罰金 ・過料 		人口 登録犬 約7.4万人 255頭
京田辺市 (京都府)	京田辺市まちをきれいにする条例 平成10年10月1日公布 平成11年4月1日施行	この条例は、京田辺市における美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、市民が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・清潔の保持 ・飼い犬の管理 ・美化重点区域の指定 ・美化団体の育成 ・美化行動の日 ・指導 ・勧告及び命令 ・関係機関への協力要請 		人口 登録犬 約6.9万人 3,553頭
宇治田原町 (京都府)	宇治田原町まちをきれいにする条例 平成19年4月1日公布 平成19年10月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のフン放置及び落書き行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・町の責務 ・住民等及び事業者の責務 ・飼い主の責務 ・飼い犬等のフン放置の禁止 ・美化重点区域の指定 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料 ・推進員の設置 ・委任 		人口 登録犬 約1万人 940頭
木津川市 (京都府)	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例 平成19年3月12日公布 平成19年3月12日施行	この条例は、木津川市環境基本条例(平成19年木津川市条例第149号)の基本理念に基づき、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置及び落書き行為(以下「ポイ捨て等」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、学研都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・飼い主の責務 ・空き缶等のポイ捨ての禁止 ・飼い犬のフン放置の禁止 ・落書き行為の禁止 ・空き缶等ポイ捨て防止重点区域 ・飼い犬のフン放置防止重点区域 ・回収容器の設置及び管理指導 ・勧告及び命令 ・委任 ・罰金 ・過料 		人口 登録犬 約7.1万人 3,753頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
精華町 (京都府)	精華町まちをきれいにす条例 平成23年3月31日公布 平成23年7月1日施行	この条例は、精華町環境基本条例(平成23年条例第11号)第4条の規定に基づき、環境の保全及び美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、住民等のモラルの向上と環境美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、住民等が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 町の責務 住民の責務 事業者の責務 ポイ捨ての禁止 飼い犬等の管理 落書きの禁止 調査及び指導 勧告・措置命令 委任 		人口登録犬 (制定時点) 約3.6万人 2,660頭
亀岡市 (京都府)	亀岡市環境美化条例 平成17年3月29日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 市の責務 市民等の責務 事業者等の責務 所有者等の責務 投棄の禁止等 飼い犬等のふんの放置の禁止 美化推進重点地域の指定等 指導又は勧告 代執行 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 改善措置指導書 改善措置勧告書 改善措置報告書 改善措置命令書 改善措置命令履行報告書 	人口登録犬 約9.2万人 6,188頭
与謝野町 (京都府)	与謝野町のまちを美しくする条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	この条例は、与謝野町の美化推進に関し、必要な事項を定めることにより町、町民等及び事業者が一体となってモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、町民が快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりを進めることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 町の責務 町民等の責務 事業者の責務 土地所有者等の責務 清潔の保持・飼い主の責務 美化重点区域の指定 美化団体の育成 美化行動の日等 指導 勧告及び命令 		人口登録犬 約2.3万人 1,164頭
宮津市 (京都府)	宮津市安全で美しいまちづくり条例 平成19年9月26日公布 平成20年1月1日施行	この条例は、市民と行政等が一体となって、犯罪のない安全なまち及びごみ、落書き等のない美しいまち(以下「安全で美しいまち」という。)をつくることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 基本理念 市の責務 市民等、地域活動団体及事業者の責務 関係行政機関の協力 地域コミュニティの強化・防犯の推進 子ども等の安全の確保 清潔の保持 花と緑の推進 歩行喫煙 委任 		人口登録犬 約1.9万人 1,015頭
京丹後市 (京都府)	京丹後市美しいふるさとづくり条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者、及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 定義 市の責務 事業者の責務 市民等の責務 飼い主の責務 土地所有者等の責務 ポイ捨て等の禁止 重点区域の指定 重典区域内の重典施策 特別保護区域の指定 特別保護区域内における禁止行為 特別保護区域内の重典施策 環境保護団体の認定 環境保護団体の活動 命令 制裁措置 関係法令の活用 美しいふるさとづくり審議会の設置 審議会の所掌事務 審議会の組織等 委任 		人口登録犬 約1.5万人 2,645頭
堺市 (大阪府)	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例 平成21年9月14日公布 平成21年10月1日施行	安全・安心・快適なまちづくりに関して、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 飼い犬等のふんの放置禁止 		人口登録犬 (H24.3.31時点) 約84万人 42,325頭
高槻市 (大阪府)	高槻市まちの美化を推進する条例 平成18年3月29日公布 平成18年4月1日施行	市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことにより、まちの美化を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 助言及び指導 	なし	人口登録犬 約35.7万人 16,934頭
豊中市 (大阪府)	豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年7月1日施行	まちの美化について、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等の防止並びに空き地の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、市と市民等、事業者及び団体が一体となって美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境の向上を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまちづくりに関する意識の啓発 市民・事業者・団体の役割 まち美化活動協定について 罰則 	立入調査員証告知・弁明書 過料処分通知書	人口登録犬 約39万人 14,703頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
東大阪市 (大阪府)	東大阪市まちの美化推進に関する条例 平成9年7月4日公布 平成9年8月1日施行 平成19年3月30日追加して一部改正、 平成19年10月1日施行)	東大阪市環境基本条例(平成13年東大阪市条例第8号)の本旨を達成するため、ポイ捨て、落書き及び飼い犬のふんの放置の防止等について必要な事項を定めることにより、本市、市民等、事業者、占有者等が一体となって快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	市長の責務 市民等の責務 占有者の責務 公共の場所の管理者の責務 飼い犬のふんの放置の禁止 関係機関への要請 過料		人口 約50.78万人 登録犬 24,528頭
池田市 (大阪府)	池田市環境保全条例 昭和53年7月1日公布 昭和53年10月1日施行 池田市環境保全条例施行規則 昭和53年8月1日公布 昭和53年10月1日施行	すべて市民は、健康で安全にして快適な生活を営み得る良好な環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重する。	・飼養者の遵守義務 ・指導及び勧告		人口 約10.3万人 登録犬 4,486頭
	池田市美しいまち推進条例 平成21年3月30日公布 平成21年4月1日施行	吸い殻・空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、フン害並びに落書き行為の防止について必要な事項を定める事により、市・事業者・市民等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保する事を目的とする。	ポイ捨て、落書き行為、ペットのふんの放置禁止 (指導及び勧告及び過料)		
吹田市 (大阪府)	吹田市環境美化に関する条例 平成11年3月29日公布 平成11年10月1日施行 (平成17年4月1日改正)	ポイ捨て等の防止、屋外広告物の提出又は表示の適正化等環境美化を図ることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置をポイ捨てと位置付け、ポイ捨て防止のための勧告ができる。		人口 約35万人 登録犬 14,130頭
泉大津市 (大阪府)	泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止に関する条例 平成23年12月13日公布 平成24年4月1日施行	ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関し、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・ごみ等のポイ捨てや飼い犬のふん等の放置に関する飼い主等の責務及び禁止事項 ・指導、勧告及び命令		人口 約7.7万人 登録犬 2,620頭
守口市 (大阪府)	守口市まちの美化推進に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年10月1日施行 (平成15年3月3日改正)	市、市民、事業者が一体となって、ポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出又は表示の適正化等を図ることにより、快適で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	犬等のふん害の防止		人口 約14.7万人 登録犬 5,994頭
枚方市 (大阪府)	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例 平成14年3月19日公布 平成14年10月1日施行	市、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない、清潔で美しいまちづくり、もって市民の快適な生活環境の確保を目的とする。	犬のふんの放置禁止	命令書	人口 約41万人 登録犬 18,557頭
茨木市 (大阪府)	茨木市生活環境の保全に関する条例 平成20年9月30日公布 平成21年4月1日施行	生活環境の保全のため、公害等の原因となる行為に関して必要な規制や必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。	飼養者のふん害の防止への啓発		人口 約27.6万人 登録犬 10,776頭
泉佐野市 (大阪府)	泉佐野市環境美化推進条例 平成17年12月22日公布 平成18年4月1日施行	清潔で美しいまちづくりを図るため、空き缶等及び吸殻等の散乱並びに飼い犬等の愛玩動物のふん放置を防止するための措置を講じ、もって快適な生活環境の保全と都市環境の美化に寄与することを目的とする。	飼い主等の責務		人口 約10.2万人 登録犬 5,281頭
寝屋川市 (大阪府)	寝屋川市美しいまちづくり条例 平成17年3月30日公布 平成17年4月1日施行 (条例の一部は、平成17年10月1日から施行)	この条例は、市域の良好な生活環境の維持向上を図るため、寝屋川市、市民及び事業者の責務及び役割を定め、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりの推進を目的とする。	・飼犬の管理 ・犬のふんの放置禁止 ・市民の協力 ・指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 約24.2万人 登録犬 1,1651頭
松原市 (大阪府)	松原市きれいなまちづくり条例 平成8年12月26日公布 平成9年4月1日施行	市民がより健康で高度な文化的生活を営む上において必要で良好な生活環境の確保と都市の美化促進を図るため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、緑あふれるきれいなまちづくりを総合的に推進するための基本的事項を定め、もって市民福祉のより一層の向上に寄与することを目的とする。	・飼い犬の飼育者の遵守事項 ・市民の協力		人口 約12.5万人 登録犬 6,219頭
大東市 (大阪府)	大東市環境の保全等の推進に関する条例施行規則 平成18年5月15日公布 平成18年6月5日施行	事業活動及び市民生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図り、快適でうるおいのある豊かな環境の保全と創造に寄与することを目的とする。	飼い犬等の飼養の適正管理 (§17-1①)		人口 約12.6万人 登録犬 5,540頭
和泉市 (大阪府)	和泉市生活環境の保全等に関する条例第4章第4節愛玩動物の管理(第41条、第42条) 平成11年10月13日公布 平成12年4月1日施行 (平成19年10月1日改正施行)	愛玩動物の管理義務	飼育者は飼育施設の設置等、適正な管理をするともに、悪臭・病害虫の予防・ふん尿の処理や、不要・死亡の際も適切に処理しなければならない。これに違反した場合は必要な措置をとるよう指導し、又は勧告する。		人口 約18.7万人 登録犬 7,971頭 (平成24年3月末時点)

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
箕面市 (大阪府)	箕面市まちの美化を推進する条例 平成22年3月29日公布 平成22年4月1日施行	ごみの散乱及び落書きを行うことの防止についての必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等の協働によるまちの美化を推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ポイ捨て等の禁止(犬のふん放置) ・立入調査 ・指導、勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約13万人 6,481頭
柏原市 (大阪府)	柏原市犬のふんの放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱の防止に関する条例 平成17年6月29日公布 平成17年12月1日施行	犬の糞の放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱を防止することについて、市・市民等及び飼い主等の責務、その他必要な事項を定めることにより、柏原市の環境の美化を推進し清潔で美しい町づくりに寄与する。	1 飼い主の糞害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項指導及び勧告 4 指導及び勧告	・飼い主の糞害等 ・勧告書 ・命令書 ・過料通知書	人口 登録犬 約7.3万人 3,605頭
門真市 (大阪府)	門真市美しいまちづくり条例 平成13年3月28日公布 平成13年6月28日施行	市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止		人口 登録犬 約13万人 3,810頭
摂津市 (大阪府)	摂津市環境の保全及び創造に関する条例 平成11年6月29日公布 平成11年12月1日施行 (平成14年3月28日改正)	良好な環境の保全及び創造に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策の総合的推進を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	・飼育者の責務 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約8.4万人 3,550頭
藤井寺市 (大阪府)	藤井寺市美しいまちづくり推進条例 平成15年3月31日公布 平成15年4月1日施行	藤井寺市環境保全基本条例(昭和58年藤井寺市条例第9号)第6条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持、促進するため、廃棄物の不法投棄の防止や公共の場所の清潔保持など、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者等が一体となって取り組み、市内の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬の飼い主は、当該飼い犬を飼育場所以外の場所へ移動し、又は運動させるときは、犬のフンを回収するための用具等を携帯するなどして、当該飼い犬のフンを適正に処理しなければならない。		人口 登録犬 約6.7万人 2,919頭
泉南市 (大阪府)	泉南市きれいなまちづくり条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日施行 泉南市きれいなまちづくり条例施行規則 平成17年11月29日公布 平成17年12月1日施行	まちの美化を進め、よりよい生活環境を作るために必要な事項を定め、清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	・美化を進めるための施策への市民、事業者の協力 ・ペットのふんの投棄禁止		人口 登録犬 約6.5万人 3,893頭
四條畷市 (大阪府)	四條畷市生活環境の保全等に関する条例 平成20年3月28日公布 平成20年7月1日施行	市民の良好な環境の確保に関し、屋外作業に関する規制、ペットのふんの放置禁止、ポイ捨て禁止などを定め、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・犬、猫等愛がん動物の適正管理 ・ふん害防止 ・死亡した際の処理等		人口 登録犬 約5.7万人 3,036頭
大阪狭山市 (大阪府)	大阪狭山市ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 平成8年6月28日公布 平成8年10月1日施行	ごみ等のポイ捨て等を防止することに関し、市、市民等及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	犬のふんの放置禁止		人口 登録犬 約5.8万人 2,733頭
阪南市 (大阪府)	阪南市まちの美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年8月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨て及び愛がん動物のふんの放置を防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告及び過料	命令書	人口 登録犬 約5.8万人 3,731頭
能勢町 (大阪府)	能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者及び町民等がそれぞれの責務を自覚するとともに清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するためにポイ捨て等を防止することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料	・過料 ・告知・弁明書 ・処分通知書	人口 登録犬 約12万人 1,641頭
熊取町 (大阪府)	美しいまちづくり条例 平成9年10月8日公布 平成9年12月1日施行	環境の美化に関し、町、町民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする	犬のふん害の防止		人口 登録犬 約4.4万人 2,915頭
田尻町 (大阪府)	田尻町安全、安心で快適な生活環境の整備に関する条例 平成23年3月22日公布 平成23年7月1日施行	町民等がより一層安全で安心して快適に暮らせるまちづくりについて、基本となる事項を定め、町民等の自主性及び主体性を尊重し、生活環境を整備することにより、安全、安心快適なまち田尻の実現と将来の田尻町を担うこどもの手本になる生活環境づくりを目的とする。	犬猫その他の動物の飼い主(その所有者以外で犬猫その他愛護動物を飼育し、又は保管している者を含む。)又は管理者は、当該動物のふんを公共の場所に放置してはならない。		人口 登録犬 約0.8万人 416頭
岬町 (大阪府)	岬町環境の美化に関する条例 平成10年6月29日公布 平成10年10月1日施行	環境の美化に関し、町、町民等、事業者及び占有者等の責務、その他の必要な事項を定めることにより、ごみ等の散乱の防止等を図り、快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	・犬のふんの放置禁止 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約1.8万人 1,300頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
太子町 (大阪府)	太子町美しいまちづくり条例 平成19年12月27日公布 平成20年4月1日施行	空き缶、吸殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止並びに愛護動物の管理等について必要な事項を定めることにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	愛護動物の飼い主の責務として飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を飼養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。又、やむを得ず愛護動物を継続して飼養することができなくなった場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて、適切に措置しなければならない。		人口 登録犬 約1.4万人 846頭
河南町 (大阪府)	美しい河南町条例 平成21年12月10日公布 平成22年4月1日施行	かん・びん・吸殻等のポイ捨て及び散乱、犬のフンの放置並びに落書き行為の禁止、空き地・空き家の適正管理、緑化の推進などについて必要な事項を定めることにより、町・住民・事業者等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって河南町の豊かな自然や良好な環境を保持することを目的とする。	飼い主の適正な管理や糞の放置を禁止。(条例第11条)		人口 登録犬 約1.64万人 1,364頭
西宮市 (兵庫県)	快適な市民生活の確保に関する条例 平成12年3月30日公布 平成12年7月1日施行 (平成17年4月1日一部改正) (平成20年6月1日一部改正)	市民の平穩で清潔な日常生活の維持について必要な事項を定めることにより、快適な市民の生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約48万人 24,067頭
相生市 (兵庫県)	相生市民の住み良い環境をまもる条例 昭和49年9月24日公布 昭和50年3月20日施行 (平成22年4月1日一部改正)	この条例は、現在及び将来に亘つて相生市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の確保に関する市長、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、市民の安全、かつ、快適な環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保することを目的とする。	愛玩動物の飼育者の義務等	なし	人口 登録犬 約3.1万人 2,014頭
佐用町 (兵庫県)	佐用町良好な環境の保護に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	住民の自然保護意識の高揚、環境教育の推進等を図るとともに、住民・企業の協力のもとごみの不法投棄など公害監視体制の強化や自主規制の促進、省エネルギー化と地域ぐるみでの環境美化運動等を推進し、星空景観形成地域の指定を受ける町として、光害防止対策などの取り組みを住民と行政が一体となり、美しい水と緑の環境を守り育て、「ひと まち 自然がきらめく共生の郷佐用」を目指したまちづくりの実現を目的とする。	飼い主の生活環境に対する責務	なし	人口 登録犬 約2万人 1,776頭
淡路市 (兵庫県)	ポイ捨てをなくす淡路市 美しい島づくり条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持、創出するため、市、事業者及び市民が一体となつてごみの散乱、飼い犬のふんの放置、ポイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃とその再資源化に努め、住みよい地域(島)づくりと環境の美化の促進を図ることを目的とする。	市の責務、住民等の責務、公共の場所の管理者の責務、飼い犬のふんの放置、勧告及び命令、報告、公表、関係機関への要請	勧告書 命令書	人口 登録犬 約4.7万人 3,974頭
南あわじ市 (兵庫県)	ポイ捨てをなくす南あわじ市美しい島づくり条例 平成17年1月11日公布 平成17年1月11日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持し、創出するため、市長、事業者及び住民が一体となつてごみの散乱、飼い犬のふんの放置、ポイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃及びその再資源化に努め、住みよい地域・島づくりと環境の美化の促進を図ること	住民等の責務 勧告及び命令	なし	人口 登録犬 約5.1万人 3,728頭
河合町 (奈良県)	河合町飼い犬ふん害等防止に関する条例 平成9年3月28日公布 平成9年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し、必要な事項を定めることにより、飼い犬の糞害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬の糞害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約2.0万人 1,148頭
三宅町 (奈良県)	三宅町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん等の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等防止勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約0.7万人 304頭
生駒市 (奈良県)	生駒市まちをきれいにする条例 平成22年9月28日公布 平成23年1月1日施行	環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・調査・指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約12万人 6,415頭
和歌山市 (和歌山県)	和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例 平成4年7月16日公布 平成4年11月1日施行	地域的美観環境の形成に関し、市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び環境の保護に資することを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約36.8万人 16,707頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
海南省 (和歌山県)	海南省美しいまちづくり条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、美化意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、もって清潔な美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主は、飼い犬等のふんを処理するための用具を携帯するなどし、飼い犬等が公共の場所等において、ふんをしたときは、回収しなければならない。	・飼い犬等のふんの放置の禁止 ・指導又は勧告 措置命令書	人口 登録犬 55,577人 2,666頭
紀の川市 (和歌山県)	紀の川市環境保全条例 平成17年11月7日公布 平成17年11月7日施行	この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進し、もって市民の良好な環境を保全することを目的とする。	飼い犬、飼い猫、その他愛玩動物を屋外で運動させる場合の糞の適正処理	なし	人口 登録犬 約6.7万人 4,639頭
岩出市 (和歌山県)	岩出市の環境を守る条例 平成12年12月27日公布 平成12年12月27日施行	良好な環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境を守るために必要な事項を定めることにより、ゆたかな環境づくりを推進し、もって健康で文化的な生活の確保に資する。	飼い犬を屋外で運動させる場合の糞の適正処理	なし	人口 登録犬 約5.3万人 2,367頭
橋本市 (和歌山県)	橋本市環境保全条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進し、もって市民の良好な環境を保全することを目的とする。	・ポイ捨ての禁止 ・愛玩動物の管理 ・飼い犬等の飼育 ・飼い主の遵守事項	・飼い犬のふん害等 様式なし	人口 登録犬 約6.7万人 4,258頭
有田市 (和歌山県)	有田市美しいまち条例 平成11年10月19日公布 平成11年10月19日施行	環境基本法の精神にのっとり、ふるさと有田市の美しいまちづくりの形成を目指し、有田市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、かつ一体となって取り組むべき事項を定めることにより、環境美化意識の向上及び美観の保護を行い、現在及び将来の世代に美しいまち有田を提供することを目的とする。	・飼い犬の糞を適切に処理する責務 ・飼い主の遵守事項 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.2万 1,327頭
串本町 (和歌山県)	串本町の豊かな自然と住みよい環境を守る条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	串本町の豊かな自然環境と住みよい生活環境を守るため町、町民、旅行者等が一体となって美しい町作りを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の責務 ・措置命令及び制裁	なし	人口 登録犬 約1.9万人 1,132頭
鳥取市 (鳥取県)	鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例 平成20年3月25日公布 平成20年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て等の禁止その他必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働による清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。	飼い犬のふん放置の禁止 勧告 命令 罰則	なし	人口 登録犬 約20万人 7,788頭
米子市 (鳥取県)	米子市みんなできいな住みよいまちづくり条例 平成19年3月28日公布 平成19年7月1日施行	空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふんの回収等 指導 命令 罰則	なし	人口 登録犬 約15万人 6,922頭
倉吉市 (鳥取県)	倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例 平成20年7月1日公布 平成20年8月1日施行	公共の場所におけるポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに公共の場所における喫煙の制限に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化の推進並びに喫煙マナーの向上及び受動喫煙の防止を図ることにより、清潔で快適な環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令	改善命令書 告知書 過分処分決定通知書	人口 登録犬 約5万人 2,177頭
境港市 (鳥取県)	境港市飼い犬ふん害等防止条例 平成9年12月19日公布 平成9年12月19日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等指導報告書 勧告書	人口 登録犬 約3.6万人 1,742頭
岩美町 (鳥取県)	岩美町環境美化に関する条例 平成23年9月14日公布 平成24年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ問題の解決の一環として空き缶等のポイ捨て等の防止及び清掃その他環境美化促進に関する取組の推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 勧告 命令 罰則	なし	人口 登録犬 約1.3万人 543頭
八頭町 (鳥取県)	八頭町美しい町づくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しい町づくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	町民、飼い主の責務 ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止 立入調査等 勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 約1.9万人 875頭
湯梨浜町 (鳥取県)	湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例 平成21年7月21日公布 平成21年11月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、公共の場所における空き缶・ごみくず等のポイ捨て防止、犬のふん害防止及び清掃その他の環境美化の促進に関する取組みの推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令、過料	改善命令書 告知書 過分処分決定通知書	人口 登録犬 約1.8万人 778頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
琴浦町 (鳥取県)	琴浦町きれいな町づくり条例 平成21年9月25日公布 平成21年11月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害を防止することにより、きれいな町づくりを推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導、勧告、命令、公表	なし	人口 登録犬 約1.9万人 939頭
雲南市 (鳥根県)	雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害防止条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	飲料容器や吸い殻等の散乱の防止及び飼い犬等によるふん害の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな市をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告 ・命令 ・罰則	・飼い犬のふん害等勧告書 ・飼い犬のふん害等命令書	人口 登録犬 約4.2万人 2,548頭
倉敷市 (岡山県)	倉敷市飼犬ふん害防止条例 平成23年9月28日公布 平成24年1月1日施行	飼主の責任としての飼犬のふん処理等に関し必要な事項を定めることにより、ふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼主のふん害防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 (平成23年度末) 約48.1万人 22,932頭
総社市 (岡山県)	総社市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成24年1月1日施行 ただし、第5条、第6条及び第8条は平成24年4月1日施行	飼養管理されている犬及び猫(以下「飼い犬等」という。)のふん及び尿の処理について飼い主のマナーを高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	市の責務 飼い主の責務 指導又は勧告 命令及び公表 罰則	なし	人口 登録犬 (制定時点) 約6.8万人 3,033頭
下関市 (山口県)	下関市環境美化条例 平成17年2月13日公布 平成17年2月13日施行 (平成20年4月1日改正)	この条例は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・管理する犬(以下「飼い犬」という。)の排せつしたふんの放置の禁止 ・飼い犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。	・告知・弁明書 ・過料処分決定 通知書	人口 (平成24年4月1日時点) 登録犬 281,704人 (平成23年度末時点) 14,818頭
岩国市 (山口県)	岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行 (21条の規定は平成22年7月1日施行)	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	動物の飼い主によるふんの放置若しくは投棄の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 要請及び命令	命令書 公表通知書	人口 登録犬 約14.1万人 9,751頭
宇部市 (山口県)	宇部市環境保全条例 平成17年3月29日公布 平成17年4月1日施行	宇部市における環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・公共の場所への犬の糞便等廃棄物の投棄の禁止等		人口 登録犬 約17.3万人 11,639頭
山口市 (山口県)	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	山口市環境基本条例に掲げる基本理念のつとめ、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・動物の所有者及び占有者の責務 ・動物の販売に際しての説明義務 ・犬の飼養者の遵守事項 ・猫の飼養者の遵守事項 ・勧告及び命令	・犬のふんによる汚損の回復等措置勧告書 ・犬のふんによる汚損の回復等措置命令書 ・猫の飼養に関する措置勧告書 ・猫の飼養に関する措置命令書	人口 登録犬 約19.5万人 11,858頭
防府市 (山口県)	防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告 ・公表		人口 登録犬 約11.6万人 7,825頭
下松市 (山口県)	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成9年12月18日公布 平成10年4月1日施行	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・原状回復命令(ふんの持ち帰り及び処理)		人口 登録犬 約5.5万人 2,832頭
光市 (山口県)	光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成16年10月4日公布 平成16年10月4日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止		人口 登録犬 約5.2万人 2,956頭
長門市 (山口県)	長門市ポイ捨て等防止条例 平成17年7月11日公布 平成17年7月11日施行	市、市民、事業者及び土地又は建物の所有者が協力して、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみ散乱や犬のふんの放置をなくし、きれいで美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責任 ・市民の義務 ・意識の啓発等		人口 登録犬 約3.7万人 2,008頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
柳井市 (山口県)	柳井市をきれいにする条例 平成17年6月30日公布 平成17年6月30日施行	柳井市の良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図ることを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置の禁止 ・市民等に対する勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口登録犬 約3.4万人 2,142頭
美祿市 (山口県)	美祿市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成20年3月21日公布 平成20年3月21日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口登録犬 約2.8万人 2,116頭
周南市 (山口県)	周南市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成15年4月21日公布 平成15年4月21日施行 (平成23年3月28日一部改正)	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口登録犬 約14.8万人 9,981頭
山陽小野田市 (山口県)	山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔なまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口登録犬 約6.4万人 4,108頭
和木町 (山口県)	和木町環境美化条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (平成19年4月1日一部改正)	粗大ごみ等の投棄及び空き缶等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・町の責務 ・町民等の責務 ・禁止行為 ・命令		人口登録犬 約0.6万人 237頭
田布施町 (山口県)	美しいまちづくり推進条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	この条例は、美しく魅力のある景観及び環境をつくること、本町の定住条件を高め、また、まちを発展させる原動力になることから、まちづくり行政に携わる者と町民及び民間企業の関係者が互いに協力しあって美しいまち田布施をつくることを目的とする。	・散歩中の犬のふん便の始末 ・立入検査、改善要請 ・改善勧告又は命令 ・公表	・改善要請書 ・勧告書・命令書 ・公表通知書	人口登録数 約1.6万人 1,118頭
平生町 (山口県)	快適な環境づくり推進条例 平成15年3月28日公布 平成15年4月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・犬の飼い主の責務 ・指導、要請 ・勧告 ・公表	・勧告書	人口登録犬 約1.3万人 982頭
徳島市 (徳島県)	徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年7月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止する事により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・罰則	・飼い主のふん害等勧告書	人口登録犬 約25.7万人 9,982頭
鳴門市 (徳島県)	鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自転車の適正な処理に関する条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止及びふん害の防止並びに放置自転車の適正な処理に関し必要な事項を定める事により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・指導及び勧告	・飼い主のふん害等勧告書 ・命令書 ・弁明通知書	人口登録犬 約6.2万人 3,315頭
阿南市 (徳島県)	阿南市ポイ捨て等防止に関する条例 平成15年10月1日公布 平成16年4月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の促進を図ることを目的とする。	飼い主の責務として飼い犬の糞の放置禁止 市民の協力 啓発及び広報活動 指導及び勧告	なし	人口登録犬(制定時点) 約7.7万人 3,850頭
吉野川市 (徳島県)	吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行	この条例は飼い主等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持及び環境美化の促進の寄与することを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	・飼い主等のふん害防止勧告書	人口登録犬 約4.4万人 2,820頭
阿波市 (徳島県)	阿波市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の促進を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口登録犬 40,569人 3,043頭
北島町 (徳島県)	北島町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成14年12月24日公布 平成15年4月1日施行 (平成16年4月1日一部改正)	この条例は町、町民等事業者及び所有者が一体となって、ポイ捨て及びふん害を防止することによって、清潔で美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を保全することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・指導又は勧告 ・措置命令	なし	人口登録犬 約2.2万人 1,279頭
藍住町 (徳島県)	藍住町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成15年9月25日公布 平成16年4月1日施行 (平成16年10月1日一部改正)	ポイ捨て並びに犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・罰則	・飼い主のふん害等勧告書	人口登録犬 約3.3万人 1,557頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
上板町 (徳島県)	上板町環境美化の推進に関する条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱、犬・ねこのふん害の防止並びに空き地の環境保持、その他必要な対策を講ずることにより、町、町民等、事業者、占有者等、犬・ねこの飼い主等が一体となって地域環境の美化及び資源の有効活用を図り、もって環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、豊かな自然と歴史を活かした生活環境の保全と循環型社会の構築を目的とする。	・町の責務 ・飼い主等の責務 ・指導又は勧告 ・措置命令 ・罰則		人口 登録犬 約1.3万人 936頭
美馬市 (徳島県)	美馬市の環境美化の推進に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行 (平成18年12月15日一部改正)	市の環境美化を図るため、ごみの投捨て及び散乱、飼い犬のふん害の防止並びに空き地の環境保持その他必要な対策を講ずることにより、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等が一体となって地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、豊かな自然と歴史を活かした生活環境の保全と循環型社会の構築を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・飼い犬のふん害等 啓発書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約3.2万人 2,845頭
つるぎ町 (徳島県)	つるぎ町環境美化条例 平成19年3月16日公布 平成19年4月1日施行	ごみの投捨て及び散乱並びに飼い犬のふん害の防止に関し必要な措置を講ずることにより、町の環境美化の促進を図るとともに、町民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・環境美化適正 管理勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約1.1万人 781頭
松山市 (愛媛県)	松山のまちをみんなで美しくする条例 平成15年3月24日公布 平成15年7月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言、指導及び命令	命令書	人口 登録犬 約51.5万人 22,496頭
新居浜市 (愛媛県)	きれいな新居浜をみんなでつくる条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行	市民、事業者及び占有者等が一体となってごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した市民の自発的活動を促すとともに、清潔で美しい町づくりに資することを目的とします。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約12.5万人 7,849頭
上島町 (愛媛県)	上島町ポイ捨て等禁止条例 平成23年9月16日公布 平成23年10月1日施行	吸い殻等(等の中に犬等のふんも含む)及び空き缶等の散乱防止について、町、町民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、清潔で住みよいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 啓発書 命令書 通知書	人口 登録犬 約7千人 438頭
八幡浜市 (愛媛県)	八幡浜市のまちをみんなできれいにする条例 平成23年3月28日公布 平成23年6月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、自然豊かな八幡浜を更にごみの散乱のない清潔できれいなまちにすることを目的とする。	市の責務 市民の責務 事業者の責務 土地所有者の責務 助言又は指導 立入り調査 罰則	命令書 身分証明書	人口 登録犬 約3.8万人 1,879頭 (制定時点)
宇和島市 (愛媛県)	宇和島市飼犬ふん害防止条例 平成17年8月1日公布 平成17年8月1日施行	飼主の責任としての飼犬の糞及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬の糞害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼犬の糞害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 84,584人 8,811頭
安芸市 (高知県)	安芸市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成15年3月25日公布 平成15年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止について、地域の環境美化と清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	命令書	人口 登録犬 約1.9千人 1,441頭
東洋町 (高知県)	東洋町空き缶等ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成19年12月19日公布 平成19年12月19日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、町、事業者、町民等及び占有者等が一体となって地域における環境美の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口 登録犬 約3千人 215頭
香南市 (高知県)	香南市ごみ捨て防止条例 平成18年3月1日施行	地域の環境美化及び保全の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 併 明通知書 命令書	人口 登録犬 約3.4万人 2,478頭
大豊町 (高知県)	おおとよの環境を守ろう条例 平成12年3月24日公布 平成12年6月1日施行	大豊町ひいては地球のかけがえのない環境を良好な状態に保ち、次世代に引き継いでいくため、環境を考えた暮らしや事業活動に努めるとともに、ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化・保全活動の一層の推進を図り、町民の良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	第10条第3項 犬の飼い主又は管理者は、公共の場所等に犬のふんを放置してはならない。	飼い犬のふん害等 啓発書 命令書	人口 登録犬 4,640人 374頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
いの町 (高知県)	いの町ポイ捨て及びふん害防止条例 平成18年3月31日公布 平成18年6月1日施行	町民、事業者、飼い主及び所有者等並びに町の責務を明らかにし、地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・ふん害の防止に関する啓発及び広報活動 ・町への協力 ・犬等のふん放置禁止 ・勧告、命令及び公表	・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 約2.5万人 登録犬 1,757頭
久留米市 (福岡県)	久留米市環境美化促進条例 平成19年3月29日公布 平成19年6月1日施行	久留米市環境基本条例の基本理念にのっとり、地域の環境美化について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、不法投棄の防止その他環境美化の促進に必要な事項を定めること等により、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市民等(飼い主)の責務		人口 約30万人 登録犬 17,824頭
田川市 (福岡県)	田川市人に優しくつつしいまちづくり条例 平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行	人に優しくつつしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくつつしいまちづくりを目指すことを目的とする。	・愛がん動物の飼い主の責務 ・市の啓発活動 ・指導及び勧告	指導員証明書 勧告書 報告書	人口 約5.1万人 登録犬 2,853頭
嘉麻市 (福岡県)	嘉麻市環境美化条例 平成18年12月15日公布 平成18年12月15日施行	この条例は、環境美化の推進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、嘉麻市、市民等及び事業者が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・措置命令書 ・戒告書 ・代執行令書	人口 4.2万人 登録犬 2,358頭
宇美町 (福岡県)	宇美町飼い犬等のふん害防止に関する条例 平成18年9月29日公布 平成19年4月1日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び福岡県動物愛護及び管理に関する条例(昭和53年福岡県条例第39号)に基づき、宇美町における飼い犬等のふん害等の防止に関し必要な事項を定めることにより、飼い主の意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬等のふん害防止勧告書 飼い犬等のふん害防止措置命令書 併明の機会の付与通知書 併明書	人口 約3.8万人 登録犬 3,065頭
志免町 (福岡県)	志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成12年9月28日公布 平成12年12月1日施行	この条例は、飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	飼い犬等のふん害等防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告 違反者に罰金	飼い犬等のふん害の防止勧告書 命令書	人口 約4.5万人 登録犬 2,038頭
須恵町 (福岡県)	須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成22年6月18日公布 平成22年9月1日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び福岡県動物愛護及び管理に関する条例(昭和53年福岡県条例第39号)に基づき、須恵町における飼い犬・猫のふん害等の防止に関し、必要なことを定めることにより、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の責務 町民の協力 指導、勧告及び公表、命令、罰則	勧告書 命令書 (条例等で様式を定めていない)	人口 26,580人 登録犬 1,884頭
水巻町 (福岡県)	水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成23年3月30日公布 平成23年4月1日施行	町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上及びふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 住民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 29,948人 登録犬 1,774頭
桂川町 (福岡県)	桂川町環境美化推進条例 平成21年3月27日公布 平成21年4月1日施行	桂川町の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・指導及び勧告	・勧告書	人口 1.4万人 登録犬 1,116頭
香春町 (福岡県)	香春町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成20年9月30日公布 平成20年9月30日施行	飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務 ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・罰則	飼い犬等のふん害の防止勧告書 命令書	人口 約1.2万人 登録犬 1,207頭
大任町 (福岡県)	大任町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成21年6月24日公布 平成21年6月24日施行	飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナーの向上、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務(啓発) ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・命令	ふん害防止勧告書 命令書	人口 約5,700人 登録犬 518頭
苅田町 (福岡県)	苅田町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成16年6月24日公布 平成17年1月1日施行	町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町、飼い主の責務 ・住民の権利 ・指導、勧告、公表、命令	無し	人口 約3.6万人 登録犬 2,151頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
みやこ町 (福岡県)	みやこ町人と犬・ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に關し必要な事項を定め、町・町民・飼い主の三者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命・身体・財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	・飼養者の遵守努力 ・飼養することができなくなった場合、新たな飼い主を見つけるよう努力	・人と犬・ねこの共生に関する是正勧告書 ・是正命令書	人口登録犬 約2.2万人 1,935頭
吉富町 (福岡県)	吉富町ポイ捨て等防止条例 平成19年9月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置の防止、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保を資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口登録犬 7,124人 365頭
佐賀市 (佐賀県)	佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成18年12月21日公布 平成19年4月1日施行	飼い犬のふんの適切な処理について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。	・市の責務 ・市民の協力 ・遵守事項 ・指導及び命令 ・調査 ・罰則	措置命令書	人口登録犬 約23万人 12,254頭
大町町 (佐賀県)	大町町ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成17年3月22日公布 平成17年7月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって、ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん害の防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・町の責務 ・土地所有者等の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・指導及び勧告、命令 ・立入調査 ・公表	・身分証明書 ・勧告書 ・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口登録犬 約0.7万人 409頭
長洲町 (熊本県)	環境美化条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行	ごみのポイ捨て防止、落書きの防止及びペットのふんの適切な処理並びに空き地等の適正な管理等について必要な事項を定めることにより、清掃思想の普及及び地域の環境美化についての意識啓発を図り、もって町民の快適な生活環境の保全及び清潔で美しいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。	ふんの適正な処理 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口登録犬数 約1.7万人 1,031頭
山都町 (熊本県)	山都町美しいまちづくり条例 平成18年12月18日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって、河川の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境美化に努めることにより、郷土の誇るべき自然環境を保護するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	(犬のふんの適正処理) 第13条 犬の飼い主等(町内において犬を飼養し、又は現に管理する者をいう。)は、その所有し、占有し、又は管理する場所以外の場所において、犬を運動させ、又は移動させるときは、犬のふんを処理するための用具等を携帯し、生活環境が損なわれることのないように、犬のふんを適正に処理しなければならない。	勧告書 命令書	人口登録犬(制定時点) 約1.7万人 1707頭
八代市 (熊本県)	八代市環境美化の推進に関する条例 平成17年8月1日公布 平成17年8月1日施行	空き缶等の散乱、ふん害等及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の環境美化への意識の高揚を図り、もって市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境に配慮し、その確保に寄与することを目的とする。	市民等の協力 市の責務 飼い主の責務 調査、指導及び勧告	指導書 勧告書	人口登録犬 約13.3万人 7,862頭
山江村 (熊本県)	山江村美しい村づくり条例 平成10年9月25日公布 平成10年10月1日施行	村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民、事業者、土地又は建物の占有者及び村が一体となって廃棄物等のごみの散乱を防止することにより環境美化につとめ、清潔で美しい村づくりを目指す。	動物等のふん尿の散乱防止	なし	人口登録犬 約3.7千人 384頭
大分市 (大分県)	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成18年6月27日公布 平成18年7月1日施行	タバコの吸殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止ならびに喫煙の制限に關し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しい町づくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふんの散乱防止に対する啓発 ・市民の協力 ・飼い犬のふんの回収 ・ポイ捨て防止強化区域の指定 ・勧告、公表、過料	・告知 ・弁明書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約47.6万人 21,015頭 (平成23年度)
中津市 (大分県)	中津市環境美化に関する条例 平成21年12月18日公布 平成22年4月1日施行	市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進する。	・犬、猫及び愛玩動物の飼い主はふん回収・適正な処理をしなければならないと規定 ・違反者を指導、勧告及び公表できる。	指導・勧告書 違反者公表決定書 公表対象者に対する「通知書」及び「意見書」	人口登録犬 約8.3万人 5,106頭
日田市 (大分県)	日田市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成21年3月24日公布 平成22年4月1日施行	たばこの吸殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナー向上に關し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資する。	・市民等の責務として、飼い犬のふん放置を禁止 ・違反者に指導、勧告、措置命令及び罰則を適用できる。	勧告書 措置命令書 告知書	人口登録犬 約7万人 7,157頭
佐伯市 (大分県)	佐伯市環境美化条例 平成17年3月3日公布 平成17年3月3日施行	空き缶等、吸殻等、犬のふんの散乱などを防止し、環境の美化を推進することに関し、市及び住民等の責務その他の必要な事項を定めることにより、広く環境美化に関する意識を啓発するとともに、環境に配慮した住民等の自発的活動を促し、もって清潔で美しいまちづくりに資する。	・市民の責務等として、飼い犬のふん放置を禁止 ・違反者に助言、指導、勧告及びその他必要な措置を執ることができきる。	注意書	人口登録犬 約7.6万人 4,257頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
豊後高田市 (大分県)	ごみゼロぶんごたかだ条例 平成23年6月29日公布 平成23年10月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナー向上に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資する。	・公共の場所でペットがふんをしたときは回収しなければならないと規定 ・違反者に対して指導、勧告、公表及び罰則を適用できる。	・勧告書 ・公表告知・弁明書 ・公表決定通知書 ・過料処分告知 ・弁明書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約2.3万人 1,766頭
鹿児島市 (鹿児島県)	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例 平成16年7月1日公布 平成16年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市民等の義務(抜粋:市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼犬のふんを放置してはならない。) ・措置命令 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約61万人 29,587頭
指宿市 (鹿児島県)	指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例 平成18年12月27日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、ポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とする。	・飼主のふん害防止遵守事項 ・指導 ・勧告 ・命令 ・公表 ・罰則(5万円以下罰金)	・勧告書 ・命令書	人口登録犬 約4.4万人 2,970頭
いちき串木野市 (鹿児島県)	いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例 平成19年3月30日公布 平成19年7月1日施行	ごみ等の散乱、愛が動物のふんの放置等の防止及び土地、建物等の適切な管理について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が一体となり地域の環境美化の推進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	・飼主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口登録犬 約3.1万人 1,706頭
薩摩川内市 (鹿児島県)	薩摩川内市環境美化推進条例 平成16年10月12日公布 平成17年4月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然及び良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 ～抜粋～ (禁止行為) 第9条第2項 犬又は猫その他愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを放置してはならない。	・市民等への啓発 ・市民及び事業者の協力 ・改善勧告 ・改善命令	様式は定めていない。	人口登録犬 約10万人 6,349頭
さつま町 (鹿児島県)	さつま町環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	町、町民等及び事業者等が一体となって、空き缶等の散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もってさつま町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。 ふん害に関する条文 第10条第3項 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置してはならない。	・町、町民等の責務 ・禁止行為等 ・ボランティアの参加協力 ・改善勧告・命令	改善措置命令書	人口登録犬 約2.5万人 1,727頭
阿久根市 (鹿児島県)	環境美化条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱の防止等について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然環境及び良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	・改善勧告書 ・改善命令書	人口登録犬 約2.3万人 1,579頭
出水市 (鹿児島県)	環境美化推進条例 平成18年3月13日公布 平成18年3月13日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬又は猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とする。	・飼主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	・改善勧告書 ・改善命令書	人口登録犬 約5.5万人 3,163頭
伊佐市 (鹿児島県)	伊佐市環境美化推進条例 平成20年11月1日公布 平成20年11月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然と良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・犬や猫等の適正飼養 ・ふんの放置の禁止	・勧告書 ・命令書 ・弁明等通知書	人口登録犬 約3万人 2,646頭
始良市 (鹿児島県)	始良市環境美化条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	始良市の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等その他のごみの散乱の防止等に必要措置を講ずることにより、本市の豊かな自然及び快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。	禁止行為等	・改善勧告 ・改善命令 ・公表	人口登録犬 約7.5万人 4,950頭
霧島市 (鹿児島県)	霧島市生活環境美化条例 平成19年12月26日公布 平成20年4月1日施行	この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。	・飼主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則	なし	人口登録犬 約12.7万人 8,114頭
志布志市 (鹿児島県)	志布志市ポイ捨て防止条例 平成21年3月27日公布 平成21年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・市民等の義務 ・命令 ・委任 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口登録犬 約3.4万人 2,443頭

都道府県・市区町村名	ふん害等防止条例の名称 公布年月日 施行年月日 (最終改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (平成23年度)
大崎町 (鹿児島県)	大崎町ポイ捨て等防止条例 平成21年12月16日公布 平成22年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について、必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・町の責務 ・町民等の責務 ・事業者の責務 ・ポイ捨ての禁止等 ・指導 ・命令 ・委任 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約1.5万人 1,267頭
徳之島町 (鹿児島県)	徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年3月9日公布 平成22年7月1日施行 徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例施行規則 平成22年5月28日公布 平成22年7月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約1.2万人 685頭
天城町 (鹿児島県)	天城町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年10月1日公布 平成22年10月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止		人口 登録犬 約6.6千人 502頭
伊仙町 (鹿児島県)	伊仙町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年9月17日公布 平成22年9月17日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約7千人 503頭
奄美市 (鹿児島県)	奄美市ポイ捨て等防止条例 平成23年12月26日公布 平成24年4月1日施行	この条例は、ポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導・命令・罰則 ・委任	様式は定めていない。	人口 登録犬 約4.5万人 2,488頭
宜野湾市 (沖縄県)	宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例 平成15年12月26日公布 平成16年4月1日施行	市民等、事業者、土地の占有等及び市が一体となって、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きを防止することにより、市民が健康で快適な生活を営み、生きがいを共感し、誇れるまちづくりに寄与することを目的とする。	・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言及び指導	命令書	人口 登録犬 (平成23年度時点) 約9.4万人 4,232頭
渡名喜村 (沖縄県)	渡名喜村空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成22年6月22日公布 平成22年6月22日施行	この条例は、村民等、事業者、土地所有者等及び村が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止し、地球における環境美化の促進を図り、清潔で美しい村づくりを目指すことを目的とする。	・村民の協力 ・飼い主の遵守事項	勧告書 命令書	人口 登録犬 416人 6頭
読谷村 (沖縄県)	読谷村環境美化推進条例 平成6年4月13日公布 平成6年4月13日施行 (平成22年6月28日一部改正)	この条例は、読谷村の村づくり運動の基本である人に優しい地域環境と花と緑につつまれた潤いのある文化村を推進するため、空き缶等ごみの散乱防止と環境美化について、本村、村民等、事業者、土地又は建物の占有者等の責務及び必要な事項を定め、地域の環境美化の促進と清潔で美しい村づくりをめざすことを目的とする。	・村民の協力 ・飼い主の責務	なし	人口 登録犬 40,370人 2,348頭